

第2期下妻市

きらきら子ども・子育て応援プラン

令和2年(2020)年度～令和6年(2024)年度



下妻市
令和2年3月

ごあいさつ

少子化の進行や核家族化といった家族構成の変化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や孤立感が高まっています。また、ライフスタイルの多様化から、共働き家庭も増加傾向にあり、保育、教育、医療などの充実と安心して子育てできる環境の整備が求められています。

こうした状況を受け、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートし、さらに、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化制度」により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減が図られました。

このような流れの中、新制度の目的である幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援のサービス量の確保と質の向上を図るため、子ども・子育て支援法にもとづく「第2期下妻市子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成対策支援推進法にもとづく「第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画」を一体的にした、「第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定いたしました。

「第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」の策定にあたりましては、各種施策の進捗状況や、市民の声を反映するためのアンケート調査、パブリックコメントを行い、また、下妻市子ども・子育て会議において様々な立場から幅広いご意見やご審議をいただき、子育て支援サービスをさらに推進するための計画になるよう心掛けたところであります。これを機に、計画の理念であります“地域で育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち”の実現に向けて総合的な子ども・子育て支援事業の充実に努めてまいりますので、今後とも、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、下妻市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査並びに貴重なご意見をいただいた多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月



下妻市長 菊池 博

<目 次>

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	2
2 計画の根拠・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもをとりまく現状	5
1 下妻市の現状	6
2 アンケート結果	10
第3章 前計画の事業実績と評価	19
1 前計画の事業実績と評価	20
第4章 計画の理念・基本目標	27
1 計画の理念	28
2 基本目標	28
3 施策体系図	29
第5章 分野別施策	31
基本目標1 総合的な子ども・子育て支援事業の充実	32
施策1 教育・保育の一体的整備	33
施策2 地域子育て支援事業の充実	34
施策3 相談・情報提供の充実	36
施策4 仕事と子育てが両立できる環境整備	38
基本目標2 健やかな育成・教育環境の整備	39
施策1 次世代の健康づくり	40
施策2 教育・生涯学習と地域連携	43
基本目標3 多様な家庭環境に対する支援	45
施策1 ひとり親家庭等への支援	46
施策2 外国人世帯への支援	48
施策3 児童虐待防止対策	49
施策4 障害のある子どもへの支援	50

基本目標4 安心安全な住みよい地域づくり	52
施策1 交通事故や犯罪のないまちづくり	53
施策2 子どもの遊び場・公園等の充実	55

第6章 重点事業の見込量と確保方策 57

1 子ども・子育て支援新制度について	58
2 教育・保育の提供区域の設定	60
3 教育・保育の見込量と確保方策	60
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	62

第7章 計画の推進 67

1 計画の進捗管理	68
2 事業及び計画の評価方針	69

資料編 71

1 下妻市子ども・子育て会議条例	72
2 下妻市子ども・子育て会議委員名簿	74
3 諮問	75
4 答申	76

第1章

計画の基本的な考え方

1

計画の趣旨

急速な少子化の進行や核家族化、また、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されている中、国では、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立されました。

本市では、それらの法を根拠として「下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」（以下、「前計画」という。）を策定し、計画的に事業を進めてまいりました。

その後、国では、平成30年9月に、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定しました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

本計画は、平成27年度から取り組んできた第1期計画が令和元年度で終了することを受け、関係法令や方針に基づいて、今後5年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。本計画を策定することにより、関連する計画との整合性や調和を図りながら、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2

計画の根拠・位置づけ

（1）計画の根拠

この計画は、下妻市において、子ども・子育て支援法第61条を根拠とする「下妻市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成対策支援推進法第8条第1項を根拠とする「第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画」の両計画を一体的に策定するものです。

なお、「第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画」には、「母子保健計画」を含めた施策を定めています。

（2）計画の位置づけ

下妻市きらきら子ども・子育て応援プランは、下妻市総合計画及び下妻市地域福祉計画をはじめとして、本市の関連する主な分野別の計画（健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画等）と調和を保って策定しています。

3

計画の期間

第2期下妻市子ども・子育て支援事業計画及び第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、第2期下妻市子ども・子育て応援プランの計画期間は令和2年度から令和6年度までとします。

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
下妻市子ども・子育て支援事業計画及び 第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画 (5年間)				

※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4

計画の策定体制

第2期下妻市子ども・子育て応援プランは、本市の子ども・子育てに関連する市民代表と共に、事業者、団体・関係機関及び有識者によって構成されている下妻市子ども・子育て会議が審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、就学前・就学児童の子育て家庭への「下妻市子ども・子育てアンケート」、「パブリックコメント」を実施して策定しました。



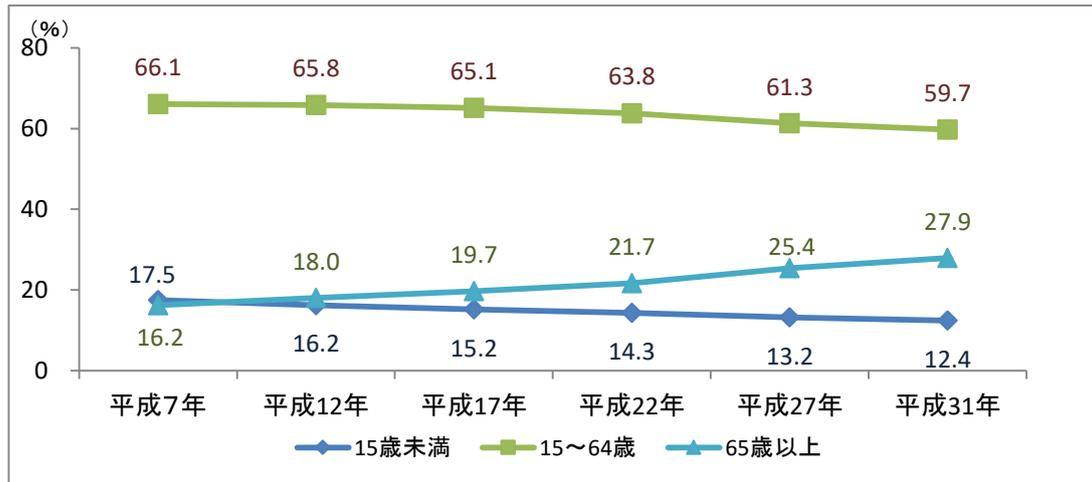
第2章

子どもをとりまく現状

(1) 下妻市人口

平成 31 年 1 月 1 日現在の本市人口総数は 42,257 人で、内訳は 15 歳未満が 12.4%、15～64 歳が 59.7%、65 歳以上が 27.9%で、4 人に 1 人が高齢者となっています。

64 歳以下の人口は減少が続く一方、65 歳以上は増加傾向で、平成 31 年は 11,766 人と 1 万人を大きく超えています。



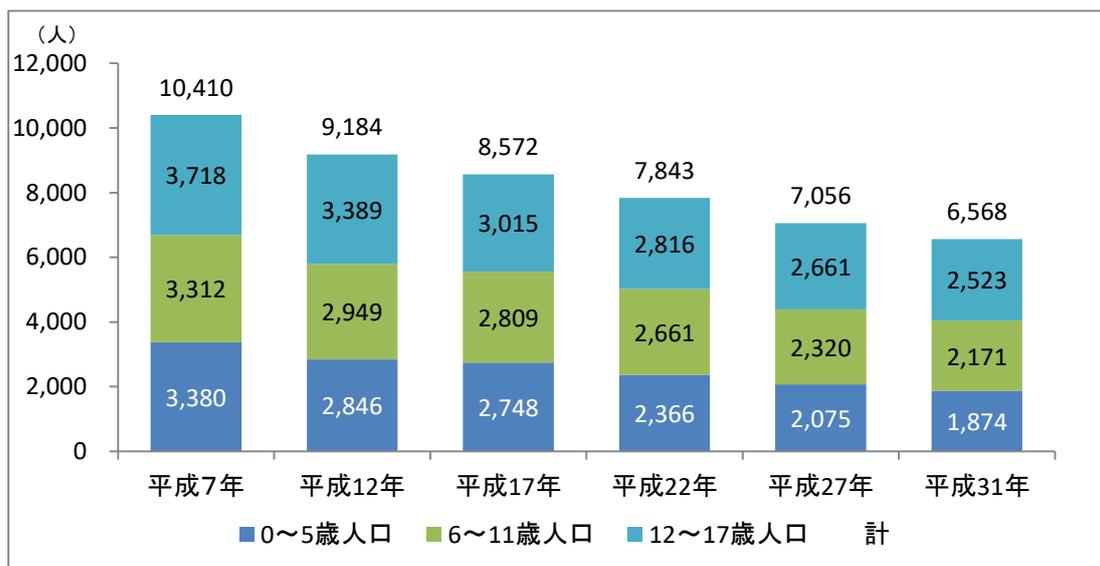
※平成 7 年～平成 27 年：国勢調査

※平成 31 年：住民基本台帳人口（1 月 1 日）

(2) 児童人口

平成 31 年 1 月 1 日現在、本市の 18 歳未満の人口総数は 6,568 人です。

0～5 歳人口、6～11 歳人口、12～17 歳人口はいずれも減少傾向で、低い年齢層ほど人数が少ない傾向がより鮮明となり、0～5 歳が児童人口に占める割合は 3 割を下回りました。



※平成 7 年～平成 27 年：国勢調査

※平成 31 年：住民基本台帳人口（1 月 1 日）

(3) 世帯数

平成27年の6歳未満の児童のいる一般世帯は1,587世帯で一般世帯数比10.6%、18歳未満のいる世帯は27.1%と、両者とも茨城県の数字よりも高くなっています。

平成12年との比較では、6歳未満が26.4%、18歳未満が23.5%減少しており、減少率はいずれも茨城県よりも高くなっています。

また、夫婦のみの世帯などの核家族世帯の一般世帯数比は54.8%で増加傾向が続いていますが、茨城県よりは低い状態です。

単位：人、世帯、%

区分	下妻市					茨城県				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率(%)	平成12年	平成27年	増減率(%)		
実数	一般世帯数	A	14,048	14,759	14,869	15,015	6.9	983,817	1,122,443	14.1
	一般世帯人員	B	46,155	45,869	44,454	42,650	△7.6	2,942,906	2,857,931	△2.9
	6歳未満親族のいる一般世帯数	C	2,157	2,130	1,780	1,587	△26.4	129,241	101,392	△21.5
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D	5,328	4,990	4,529	4,075	△23.5	325,554	263,854	△19.0
	一世帯当たりの人員	B/A	3.3	3.1	3.0	2.8	△15.2	3.0	2.5	△16.7
	核家族世帯数	E	7,033	7,634	7,990	8,229	17.0	573,327	644,317	12.4
	母子世帯数	-	193	258	279	293	51.8	12,273	16,215	32.1
	父子世帯数	-	33	35	42	55	66.7	2,033	2,146	5.6
割合(%)	6歳未満親族のいる一般世帯数	C/A	15.4	14.4	12.0	10.6	-	13.1	9.0	-
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	37.9	33.8	30.5	27.1	-	33.1	23.5	-
	核家族世帯数	E/A	50.1	51.7	53.7	54.8	-	58.3	57.4	-

※国勢調査

※増減率は、平成27年/平成12年

(4) 女性労働力

平成27年の女性の労働力人口は9,780人で、労働力率は51.7%です。

単位：人、%

区分	実数(人)							割合(%)						
	人口	労働力人口	就業者数	主に仕事	家事のほかに仕事	完全失業者	家事・通学他	労働力率	就業者数	主に仕事	家事のほかに仕事	完全失業者	家事・通学他	
	A	B	C	D	E	F	G	B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	
15歳～19歳	1,083	142	121	84	3	21	874	13.1	85.2	59.2	2.1	14.8	80.7	
20歳～24歳	938	659	606	544	21	53	244	70.3	92.0	82.5	3.2	8.0	26.0	
25歳～29歳	1,032	805	760	647	77	45	180	78.0	94.4	80.4	9.6	5.6	17.4	
30歳～34歳	1,152	838	795	601	148	43	277	72.7	94.9	71.7	17.7	5.1	24.0	
35歳～39歳	1,344	1,025	979	670	262	46	291	76.3	95.5	65.4	25.6	4.5	21.7	
40歳～44歳	1,551	1,239	1,196	850	333	43	268	79.9	96.5	68.6	26.9	3.5	17.3	
45歳～49歳	1,395	1,138	1,088	808	270	50	219	81.6	95.6	71.0	23.7	4.4	15.7	
50歳～54歳	1,307	1,046	1,020	753	250	26	238	80.0	97.5	72.0	23.9	2.5	18.2	
55歳～59歳	1,407	1,007	982	720	256	25	390	71.6	97.5	71.5	25.4	2.5	27.7	
60歳～64歳	1,650	851	829	504	314	22	783	51.6	97.4	59.2	36.9	2.6	47.5	
65歳～69歳	1,604	581	569	281	284	12	1,017	36.2	97.9	48.4	48.9	2.1	63.4	
70歳～74歳	1,161	252	251	100	143	1	903	21.7	99.6	39.7	56.7	0.4	77.8	
75歳以上	3,352	197	195	86	101	2	3,140	5.9	99.0	43.7	51.3	1.0	93.7	
合計	18,931	9,780	9,391	6,648	2,462	389	8,824	51.7	96.0	68.0	25.2	4.0	46.6	

※国勢調査

(5) 出生数

平成28年の出生数は306人、平成24年から28年までの年間平均出生数は330人です。人口千人に対する出生数の割合（出生率）は、近年の平均値が7.8人で、茨城県よりもやや高く、国よりもやや低くなっています。

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均値
出生数(人)	市	312	344	363	326	306	330
出生率 (人口千人対)	市	7.3	8.1	8.6	7.8	7.3	7.8
	茨城県	7.9	7.7	7.6	7.5	7.3	7.6
	国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	8.0
合計特殊出生率	茨城県	1.41	1.42	1.43	1.48	1.47	1.44
	国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

※茨城県保健福祉統計年報、人口動態総覧

※合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率（出生数/女性人口）を合計して算出。人口を維持するには出生率が2.07を上回る必要があるとされています。

(6) 婚姻・離婚

平成28年の婚姻件数は199件、離婚件数は69件で、いずれも過去5年間では最も少なくなっています。

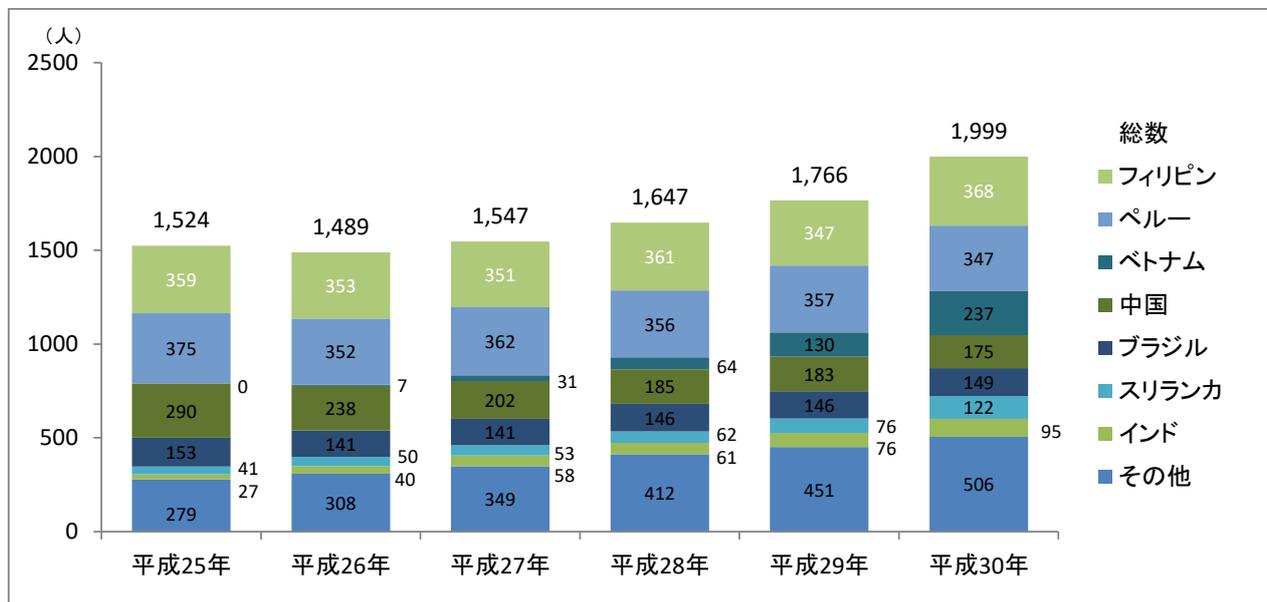
平均初婚年齢の近年の平均は、夫が30.5歳、妻が28.5歳で、県や国よりもやや若くなっています。

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均値	
下妻市	婚姻(件)	223	206	208	237	199	215	
	離婚(件)	88	91	84	80	69	82	
	婚姻率	5.2	4.8	4.9	5.6	4.8	5.1	
	離婚率	2.1	2.1	2.0	1.9	1.7	2.0	
	平均初婚 年齢(歳)	夫	31.0	30.6	30.2	30.0	30.8	30.5
		妻	28.6	28.2	28.4	27.8	29.3	28.5
茨城県	婚姻率	5.0	4.9	4.8	4.7	4.6	4.8	
	離婚率	1.8	1.7	1.7	1.8	1.7	1.8	
	平均初婚 年齢(歳)	夫	30.6	30.7	30.8	30.8	31.1	30.8
		妻	28.8	28.9	29.0	29.1	29.1	29.0
全国	婚姻率	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	5.2	
	離婚率	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	
	平均初婚 年齢(歳)	夫	30.8	30.9	31.1	31.1	31.1	31.0
		妻	29.2	29.3	29.4	29.4	29.4	29.3

※茨城県保健福祉統計年報、人口動態総覧

(7) 外国人人口

平成30年4月現在、外国人登録者数は約2,000人に増えています。フィリピン人とペルー人が300人台半ばで推移し、ベトナム人が急増、スリランカ人とインド人も増加している一方、中国人は減少傾向となっています。



※平成30年版統計しもつま

(8) 幼稚園・保育園等の現状

幼児教育・保育施設の最近5年間の入園状況は次のとおりになっています。平成29年の1,040人でしたが、平成30年度には1,117人に増加し、平成31年度には1,104人となっています。

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	公立	5	8	3	3
	私立	28	24	32	37
	0歳合計	33	32	35	40
1歳	公立	22	27	26	30
	私立	76	86	75	89
	1歳合計	98	113	101	119
2歳	公立	35	39	35	36
	私立	97	94	93	95
	2歳合計	132	133	128	131
3歳	公立	33	46	45	40
	私立	161	182	181	185
	3歳合計	194	228	226	225
4歳	公立	128	104	95	123
	私立	182	164	179	178
	4歳合計	310	268	274	301
5歳	公立	153	135	109	110
	私立	169	179	167	191
	5歳合計	322	314	276	301
公立計	376	359	313	342	331
私立計	713	729	727	775	773
合計	1,089	1,088	1,040	1,117	1,104

※各年度4月1日の入所状況

平成31年1月に実施した下妻市子ども・子育てアンケート結果にみられる子ども・子育ての現状は次の通りです・

【アンケートのあらまし】

調査名	調査対象	実施方法	実施期間
1. 就学前	平成30年4月1日現在の0歳～5歳児	・ 保育園及び幼稚園在園時は施設による調査票の配布、郵送回収 ・ 在宅児は郵送配布、郵送回収	平成31年1月～2月
2. 就学	平成30年4月1日現在の小学1年生～6年生	・ 郵送配布、郵送回収	平成31年1月～2月

【回収結果】

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前	1,700件	605件	35.6%
2. 就学児童	1,000件	482件	48.2%
合計	2,700件	1,087件	40.3%

○以下、グラフを見るうえでの注意点

※本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。

※百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。

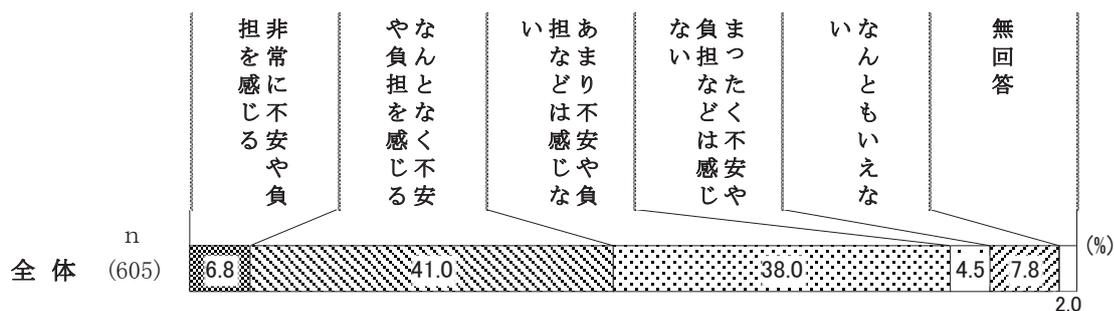
※複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合がある。

(1) 就学前児童

①子育てに関する不安や負担

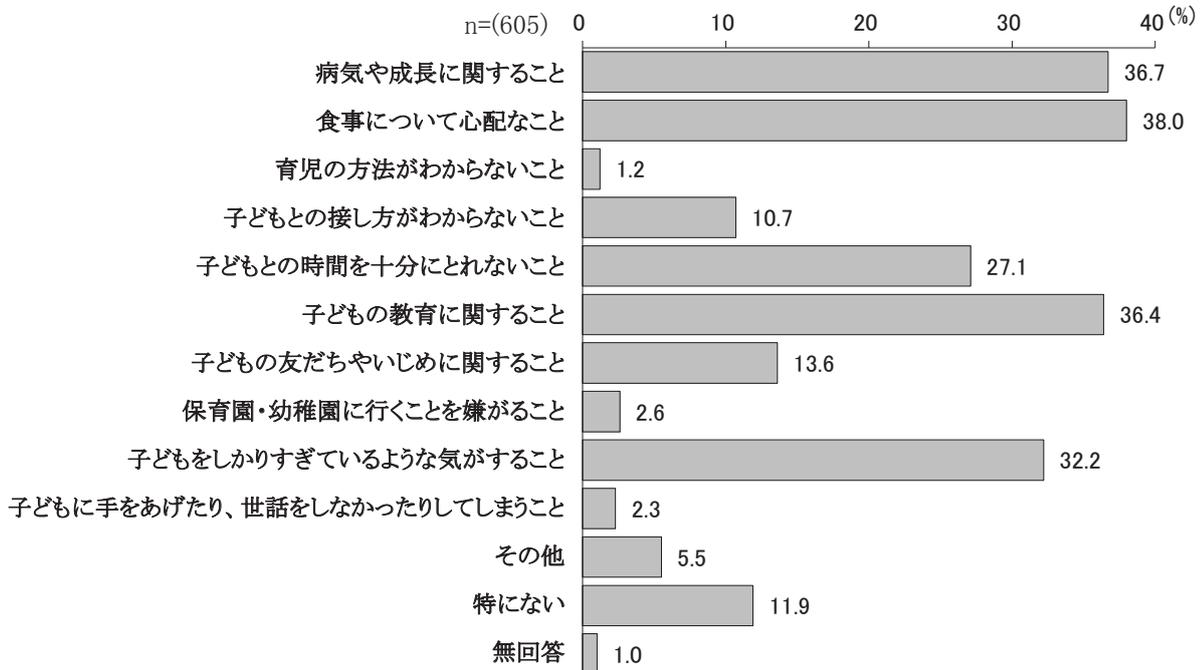
「非常に不安や負担を感じる」(6.8%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(41.0%)を合わせた【不安や負担を感じる】は47.8%となっています。

一方、「あまり不安や負担などは感じない」(38.0%)と「まったく不安や負担などは感じない」(4.5%)を合わせた【不安や負担などは感じない】は42.5%となっています。



②子育てや教育に関して悩んでいること、気になること

「食事について心配なこと」(38.0%)、「病気や成長に関すること」(36.7%)、「子どもの教育に関すること」(36.4%)、「子どもをしかりすぎているような気がする」(32.2%)の4項目が3割台で高くなっています。



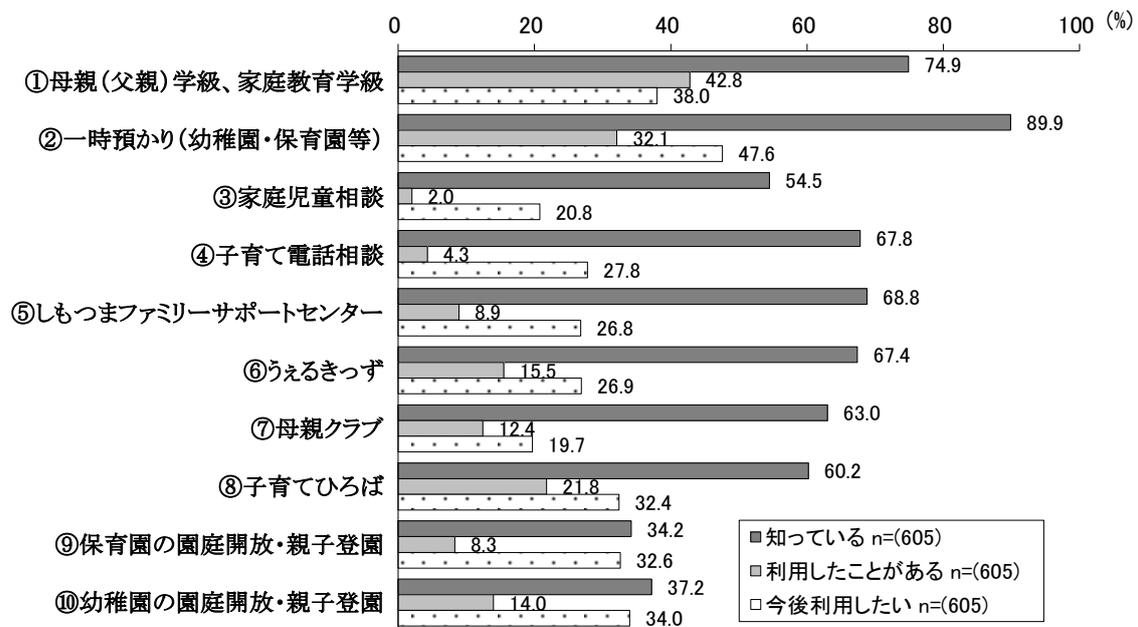
③サービス利用状況

認知度をみると、「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」が89.9%で最も高く、「①母親（父親）学級、家庭教育学級」が74.9%で続いています。また、「⑤しもつまファミリーサポートセンター」「④子育て電話相談」「⑥うえるきっず」「⑦母親クラブ」「⑧子育てひろば」が6割を超えています。

利用経験をみると、「①母親（父親）学級、家庭教育学級」が42.8%で最も高く、「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」が32.1%で続いています。

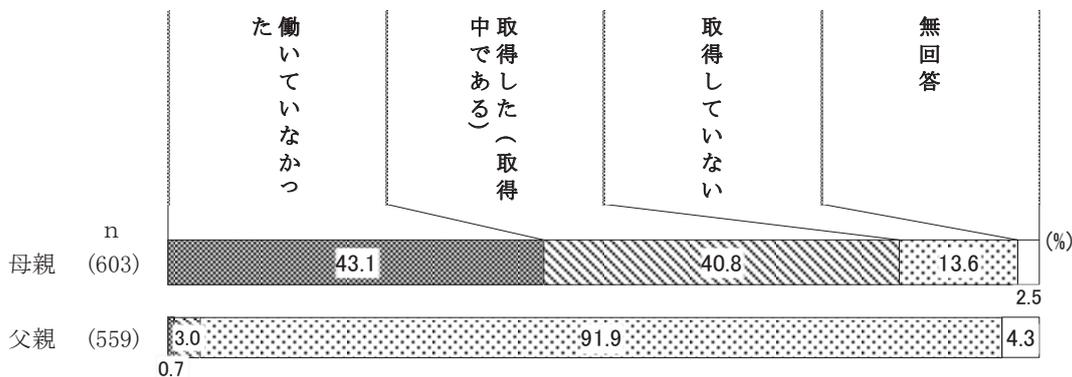
利用意向をみると、「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」が47.6%で最も高く、「①母親（父親）学級、家庭教育学級」が38.0%で続いています。また、「⑩幼稚園の園庭開放・親子登園」「⑨保育園の園庭開放・親子登園」「⑧子育てひろば」が3割を超えています。

利用経験と利用意向のかい離をみると、「母親（父親）学級、家庭教室学級」を除いたすべての事業で利用意向の方が高くなっています。特に、「④子育て電話相談」と「⑨保育園の園庭開放・親子登園」、「⑩幼稚園の園庭開放・親子登園」は20ポイント以上の差があります。



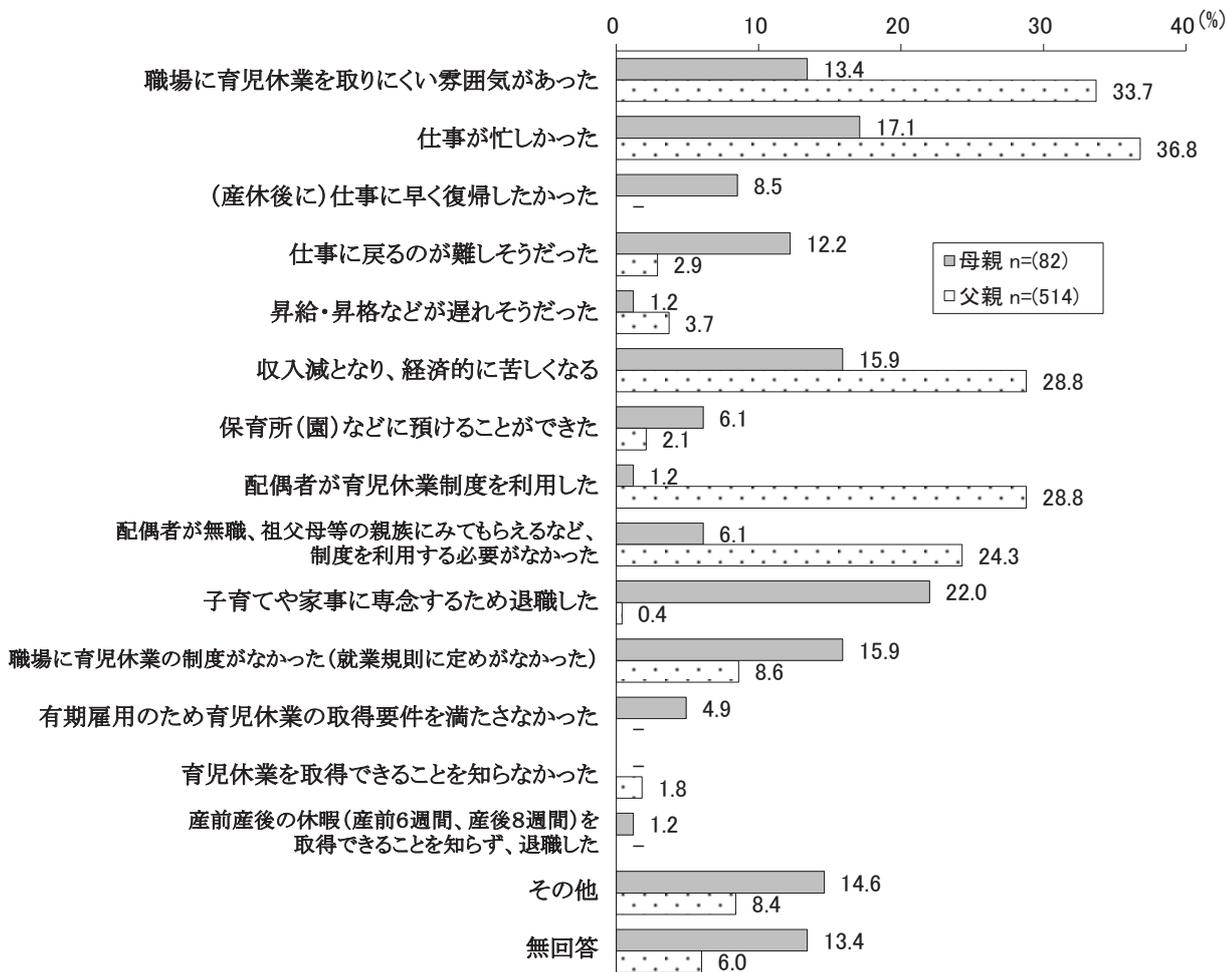
④育児休業取得状況

育児休業を取得した人は、母親で40.8%、父親で3.0%となっています。



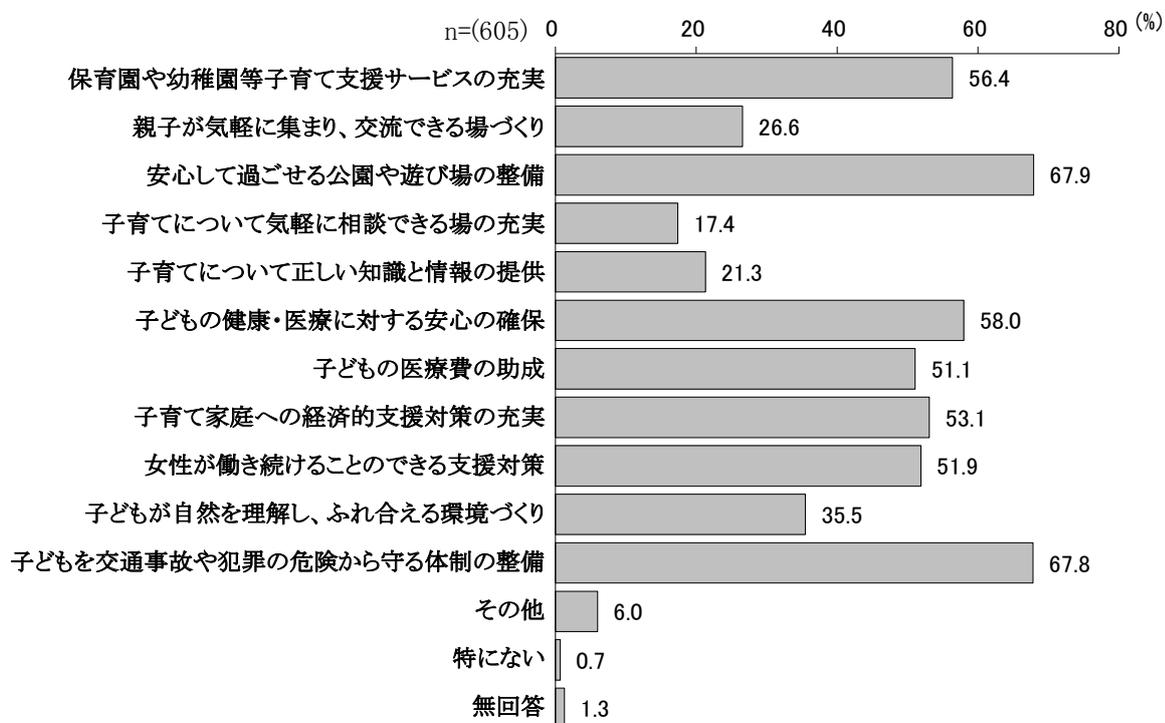
育児休業を取得しなかった理由をたずねたところ、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が22.0%で最も高く、以下「仕事が忙しかった」(17.1%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(ともに15.9%)と続いています。

父親では「仕事が忙しかった」が36.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.7%でともに高く、以下「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」(ともに28.8%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(24.3%)と続いています。



⑤今後注力してほしいサービス・対策

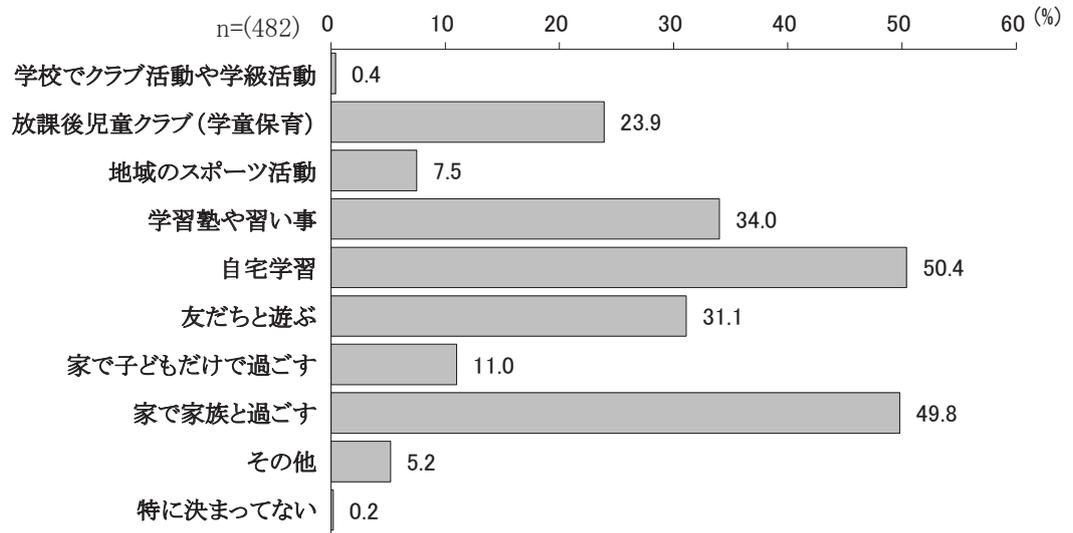
「安心して過ごせる公園や遊び場の整備」が67.9%、「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」が67.8%で高くなっています。以下、「子どもの健康・医療に対する安心の確保」(58.0%)、「保育園や幼稚園等子育て支援サービスの充実」(56.4%)などが続きます。



(2) 就学児童

①放課後過ごす場所

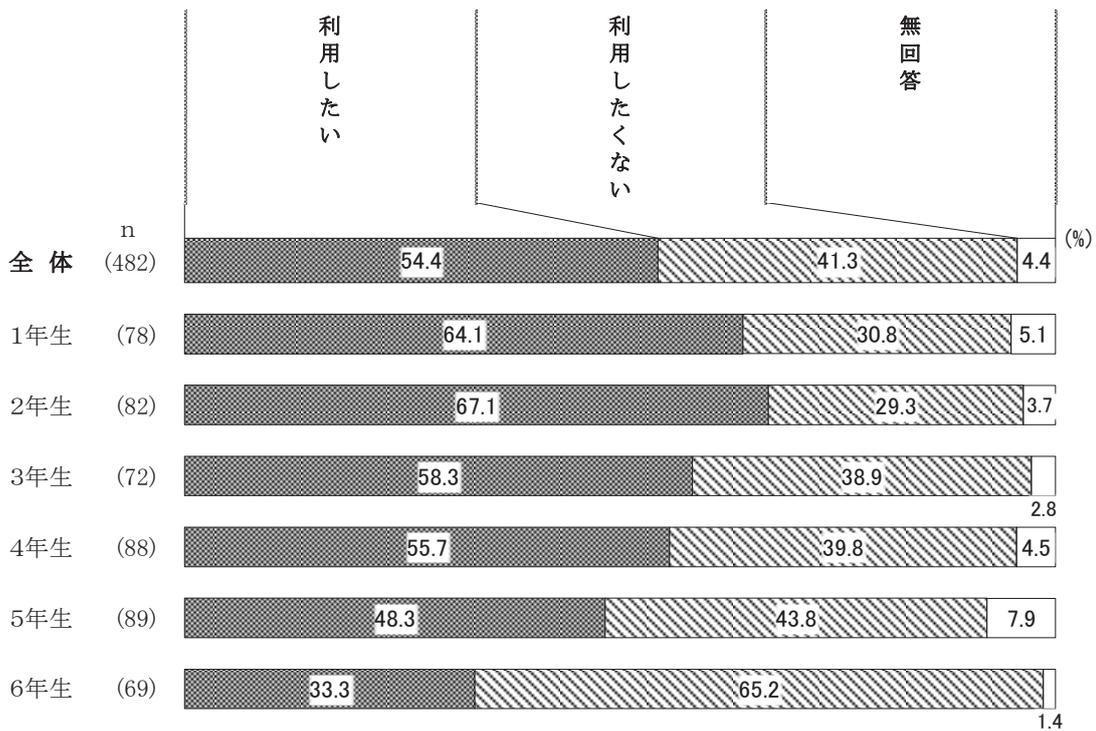
「自宅学習」(50.4%)と「家で家族と過ごす」(49.8%)が5割前後で高く、以下「学習塾や習い事」(34.0%)、「友だちと遊ぶ」(31.1%)が続いています。



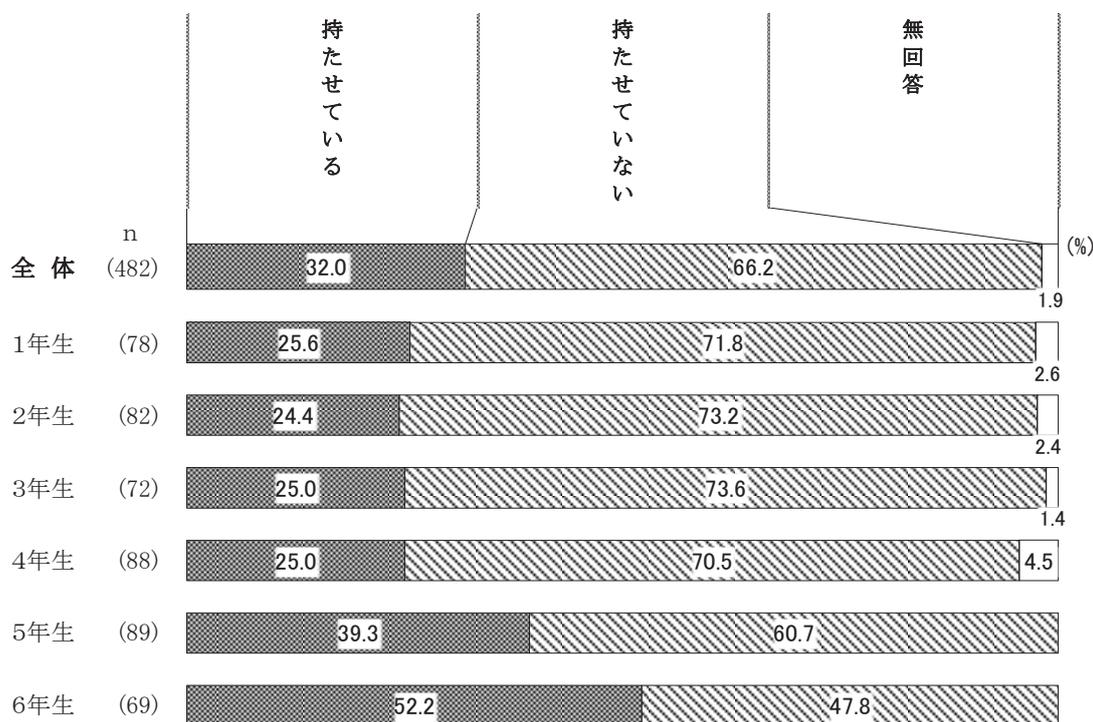
②放課後子ども教室の利用意向

「利用したい」が54.4%、「利用したくない」が41.3%となっています。

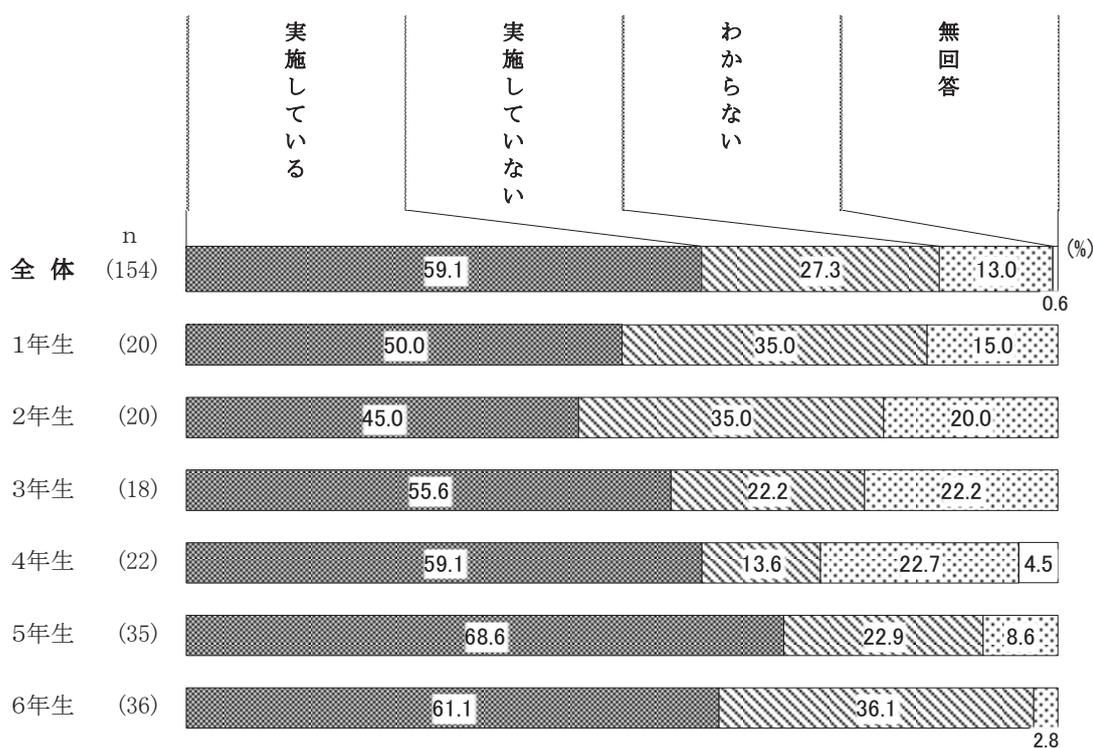
「利用したい」は2年生で67.1%と最も高いものの、学年が上がるにつれて低くなる傾向にあります。



③自由に使用できるパソコン（インターネット接続）やスマートフォンの保有状況
 「持たせている」が全体 32.0%で、5年生 39.3%、6年生 52.2%となっています。



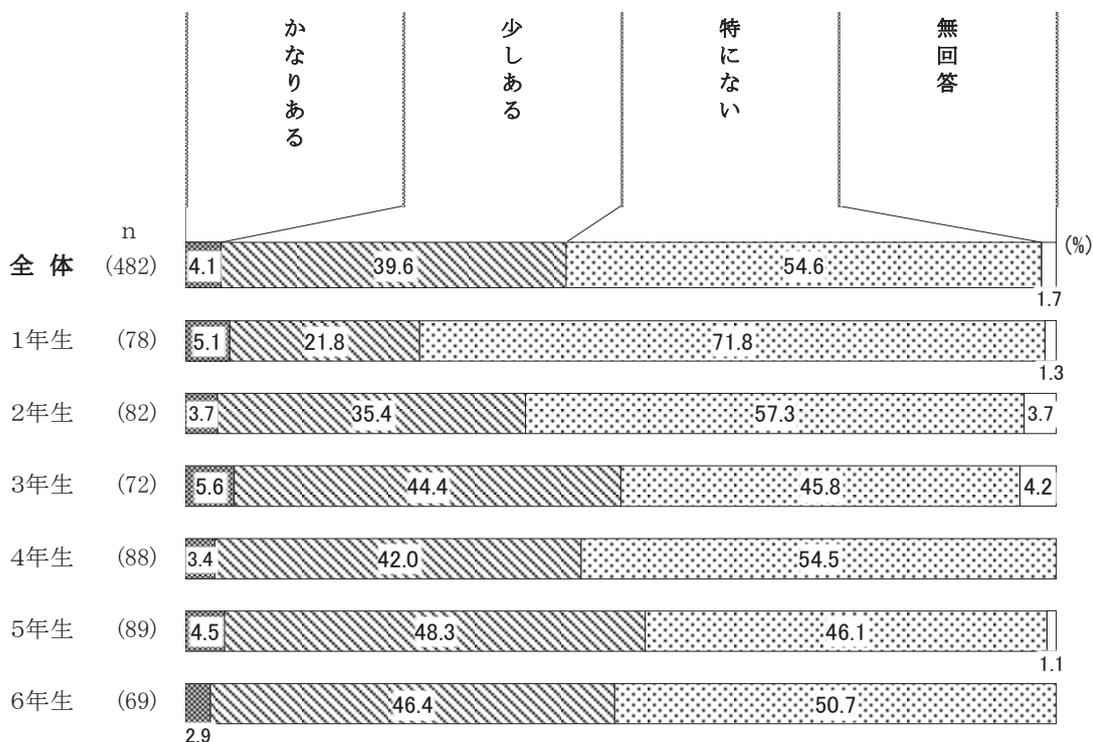
「持たせている中」で、フィルタリングの実施状況をきいたところ、「実施している」が 59.1% となっています。



④行動範囲（屋外）内の非行・犯罪や事故等にまきこまれる危険の有無

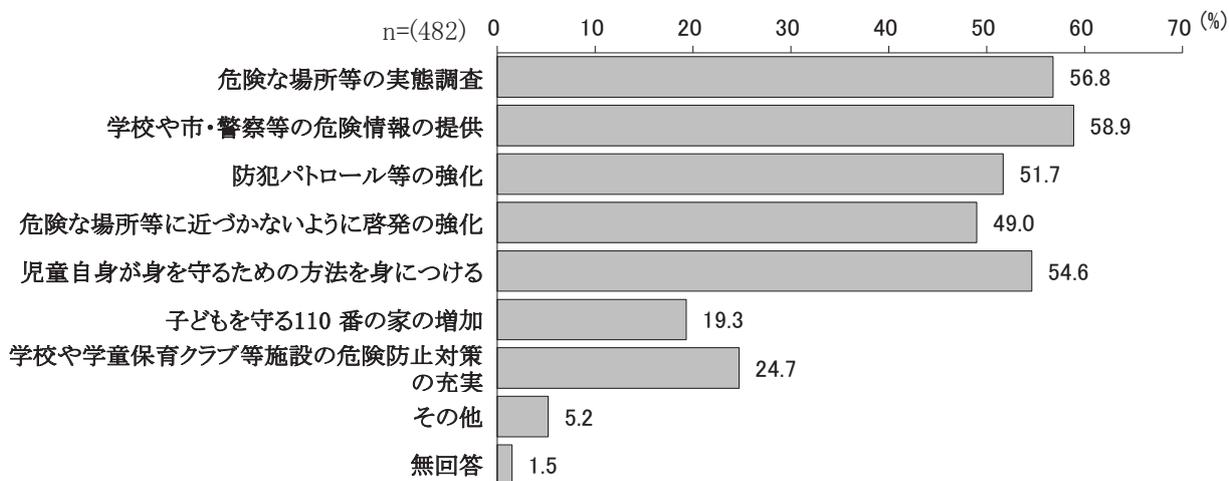
「かなりある」が4.1%、「少しある」が39.6%となっています。

学年別では、「かなりある」と「少しある」を合わせた【ある】が3年生50.0%、5年生52.8%と5割台となっています。



⑤事故や非行・犯罪等の危険を防止するために必要なこと

「学校や市・警察等の危険情報の提供」(58.9%)、「危険な場所等の実態調査」(56.8%)、「児童自身が身を守るための方法を身につける」(54.6%)、「防犯パトロール等の強化」(51.7%)の4項目が5割を超えて高く、「危険な場所等に近づかないように啓発の強化」も49.0%となっています。



第3章

前計画の事業実績と評価

(1) 総合評価

前計画では、計画全体の成果指標（アウトカム指標）として、ニーズ調査の結果から、以下の6項目（就学前児童と就学児童ごとに評価する場合は9項目）を設定し、評価基準としていました。

平成31年1月～2月に実施したアンケート結果を元に評価したところ、「◎」は5項目、「○」は4項目、「△」はありませんでした。

※達成度の評価基準※

◎：初期値に対して、実績が100%以上

○：初期値に対して、実績が90%以上100%未満

△：初期値に対して、実績が90%未満

評価項目		初期値	目標	実績 ※アンケート結果より	達成度
1	子育てへの不安や負担感を持つ人の減少	47%	減少	就学前児童 47.8%	○
				就学児童 48.9%	○
2	子育てと仕事が両立しているという母親の増加	54%	増加	就学前児童 53.0%	○
3	保育サービス等子育て支援対策を良好という人の増加	54%	増加	就学前児童 58.4%	◎
4	子どもの健康や医療に関わる事業を良好という人の増加	54%	増加	就学前児童 55.1%	◎
				就学児童 69.1%	◎
5	教育環境について良好という人の増加	46%	増加	就学児童 51.6%	◎
6	子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	41%	増加	就学前児童 39.1%	○
				就学児童 51.7%	◎

(2) 個別事業評価

「第1期下妻市子ども・子育て支援計画」において、各施策の達成状況の評価を行いました。全体で見ると、A評価は27事業、B評価は119事業、C評価は9事業、D評価はありませんでした。

C評価となった9事業については、類似事業との関係により、停滞・未着手となっているため、事業の見直しを検討します。

※評価基準※

A：計画を先行して進んでいる。 B：計画どおりに進んでいる。

C：計画に遅れが生じている。 D：計画の見直し等の必要性が生じている。

【個別事業評価結果概要】

基本目標	施策の方向性	評価基準			
		A	B	C	D
基本目標1	教育保育の一体的整備	2	2	1	0
	地域子育て支援事業の充実	3	15	6	0
	相談・情報提供の充実と新制度の円滑な実施	3	8	0	0
基本目標2	次世代の健康づくり	8	24	0	0
	教育・生涯学習と地域連携	5	20	0	0
基本目標3	障害のある子どもへの支援	2	21	0	0
	児童虐待防止対策	2	4	0	0
	ひとり親家庭等経済的支援	1	5	1	0
基本目標4	仕事と子育てが両立できる環境整備	1	2	1	0
	交通事故や犯罪のないまちづくり	0	12	0	0
	子どもの遊び場・公園等の充実	0	6	0	0
合計		27	119	9	0

【個別事業評価一覧】

基本目標1 総合的な子ども・子育て支援事業の充実

【施策の方向1】教育保育の一体的整備

事業名	担当課	達成度
1 教育・保育施設の整備		
① 保育所の整備	子育て支援課	A
② 幼稚園の整備	教育委員会	C
③ 認定こども園の整備	子育て支援課・教育委員会	B
2 特定地域型保育事業の整備		
① 小規模保育事業	子育て支援課	A
② その他の地域型保育事業		B

【施策の方向2】地域子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業		
① 時間外保育事業	子育て支援課	B
② 放課後児童健全育成事業(学童保育)		A
③ 子育て短期支援事業		B
④ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		A
⑤ 一時預かり事業	子育て支援課・教育委員会	B
⑥ 病児保育事業	子育て支援課	C
⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	社会福祉協議会	B
⑧ 利用者支援事業	子育て支援課	B
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	A
⑩ 養育支援訪問事業等		B
⑪ 妊婦健康診査事業		B
⑫ 補給給付事業		C
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て支援課	C
2 多様な子育て支援事業		
① 障害児保育事業	子育て支援課・教育委員会	B
② 放課後子供教室事業	教育委員会	B
③ 子育て支援事業「うるきつず」		B
④ 子育てサロン事業	社会福祉協議会	B
⑤ 教育・保育施設での地域活動事業・世代間交流事業	子育て支援課	B
	教育委員会	C
⑥ 幼稚園送迎バス運行事業	教育委員会	B
		B
⑦ 幼稚園就園奨励事業	子育て支援課	C
⑧ 放課後子ども総合プラン	教育委員会	C

【施策の方向3】相談・情報提供の充実と新制度の円滑な実施

1 相談事業		
① ※再掲 利用者支援事業	子育て支援課	B
② 教育・保育施設等での相談事業		B
③ 家庭児童相談事業		B
④ 学校での教育相談事業		B
⑤ スクールカウンセラーの配置	教育委員会	B
⑥ 訪問型家庭教育支援事業		A
⑦ 民生委員・児童委員の相談活動	福祉課	B
2 情報提供事業		
① 子育て支援情報提供サービス事業	子育て支援課	A
② 本計画の進捗状況の点検・公表		B
③ 保育医療サービス等情報提供	保健センター	A

基本目標2 健やかな育成・教育環境の整備

【施策の方向1】次世代の健康づくり

事業名		担当課	達成度
1 母子健康管理のための支援事業			
①	母子健康手帳の交付	保健センター	B
②	※再掲 妊婦健康診査		B
③	乳幼児健康診査事業		A
④	乳幼児健康診査事業		A
⑤	歯科健診事業		B
⑥	視力再検査		B
⑦	小児生活習慣病予防健診		教育委員会
2 子育て親子・サークル交流事業、相談事業			
①	マタニティクラス・パパのための沐浴講座	保健センター	B
②	親子教室		A
③	子どもの健康教室		A
④	乳幼児家庭訪問事業		B
⑤	母子保健推進員活動		B
⑥	要支援妊産婦支援事業		A
3 子どもの食育の推進			
①	食育推進事業	保健センター	B
②	親子料理教室		B
③	離乳食教室(前期・後期)		B
④	学校給食での食育	教育委員会	B
⑤	保育所での食育	子育て支援課	B
4 子どもの医療体制の整備			
①	不妊相談・助成事業	保健センター	B
②	成人風疹予防接種の助成		B
③	乳幼児・小中学生予防接種		B
④	感染症予防の知識の普及		B
⑤	性教育講師派遣事業		B
⑥	小児救急医療		B
⑦	小児の応急処置の健康教室		A
⑧	未熟児養育医療給付事業		B
⑨	医療費助成制度		保険年金課

【施策の方向2】教育・生涯学習と地域連携

1 家庭・地域の教育力の向上			
①	家庭教育学級	教育委員会	A
②	生徒指導連絡協議会		B
③	学校地域交流事業		B
④	地域教育推進委員制度		B
⑤	青少年問題協議会		B
⑥	青少年を育てる下妻市民の会		A
⑦	有害環境対策事業		B
⑧	子ども会育成連合会		B
⑨	環境美化・清掃ボランティア事業	建設課 生活環境課	B B

2 豊かな体験学習の充実			
①	学校における福祉教育	教育委員会・社会福祉協議会	B
②	ボランティア体験学習	社会福祉協議会	B
③	自然体験活動推進事業	教育委員会	B
④	水辺の楽校	教育委員会・都市整備課	B
3 子どもの文化・スポーツ活動の振興			
①	図書館主催事業	教育委員会	A
②	子どもの読書活動推進事業		B
③	ブックスタート事業	子育て支援課	A
④	ふるさと文化の保存・伝承・創造事業	商工観光課	B
⑤	芸術文化活動の振興事業	教育委員会	A
⑥	博物館の講座		B
⑦	学校施設の開放		B
⑧	スポーツ教室・スポーツ大会の開催		B
			B
⑨	スポーツ少年団事業		B

基本目標3 要保護児童・子育て家庭の支援

【施策の方向1】障害のある子どもへの支援

事業名		担当課	達成度
1 障害の早期発見・早期療育			
①	すくすく相談	保健センター	A
②	小児リハビリ教室		A
③	乳幼児発達相談事業(ポータル)	社会福祉協議会	B
2 障害のある子どもの福祉サービス			
①	※再掲 障害児保育事業	子育て支援課・教育委員会	B
②	障害児相談支援	福祉課	B
③	児童発達支援		B
④	放課後等デイサービス		B
⑤	保育所等訪問支援		B
⑥	居宅介護		B
⑦	短期入所		B
⑧	障害者日中一時支援事業		B
⑨	移動支援事業		B
⑩	訪問入浴サービス事業		B
⑪	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付		B
3 就学支援			
①	教育支援委員会の事業	教育委員会	B
②	障害児スクールサポート事業		B
③	特別支援教育就学奨励事業		B
④	重度心身障害児福祉手当		B
⑤	障害児福祉手当	福祉課	B
⑥	特別児童扶養手当		B
⑦	心身障害児扶養共済制度		B
⑧	軽度・中等度難聴児補聴器購入費支援事業		B

【施策の方向2】児童虐待防止対策

1 児童虐待の発生予防			
①	※再掲 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等	保健センター	A
②	ペアレントトレーニング事業		A
③	相談事業	子育て支援課・福祉課	B
2 児童虐待防止の啓発			
①	児童虐待の防止についての啓発・普及	子育て支援課	B
		保健センター	B
②	児童虐待防止ネットワーク活動	子育て支援課	B

【施策の方向3】ひとり親家庭等経済的支援

1 ひとり親家庭への支援			
①	児童扶養手当	子育て支援課	B
②	母子・寡婦福祉資金貸付事業		B
③	ひとり親家庭等児童学資金		B
④	母子家庭等支援サポーターによる相談・援助		B
2 子育て家庭への支援			
①	児童手当	子育て支援課	B
②	※再掲 補足給付事業		C
③	※再掲 医療費助成制度	保険年金課	A

基本目標4 安心安全な住みよい地域づくり

【施策の方向1】仕事と子育てが両立できる環境整備

	事業名	担当課	達成度
1 児童と男女共同参画についての意識改革			
①	「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	子育て支援課	C
②	「男女共同参画社会」の啓発・普及	市民協働課	A
2 子育てにやさしい職場づくり			
①	短時間勤務制度の導入等働きやすい職場環境の普及	商工観光課	B
②	再就職・再雇用の啓発・普及		B

【施策の方向2】交通事故や犯罪のないまちづくり

1 犯罪の危険から子どもを守る事業			
①	子どもを守る110番の家	教育委員会	B
②	危機管理マニュアルの見直し	子育て支援課・教育委員会	B
③	防犯灯等の整備	消防交通課	B
④	自主防犯組織		B
2 事故や災害から子どもを守る事業			
①	通学路交通安全施設の整備	消防交通課	B
②	児童生徒への交通安全用具の支給		B
③	交通安全教育の実施		B
④	交通安全母の会の活動推進		B
⑤	自転車安全運転ジュニア大会		B
⑥	幼年消防クラブ		B
⑦	子どもの防災訓練・防災教育	教育委員会	B
⑧	子どもの事故防止啓発活動	保健センター	B

【施策の方向3】子どもの遊び場・公園等の充実

1 地域の身近な遊び場・公園の充実			
①	子どもの遊び場に対する助成事業	子育て支援課	B
②	児童遊園の遊具等の保守点検事業		B
③	都市公園の遊具等の保守点検事業	都市整備課	B
2 子連れで外出しやすいまちづくり			
①	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	都市整備課	B
②	親子等の交流の場の創出		B
③	ゆとりのある歩道の整備	建設課	B

第4章

計画の理念・基本目標

地域で育む子どもの未来
笑顔あふれる子育てのまち
しもつま

子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その第一義的責任を負っている親の子育てに関する不安や負担を和らげ、子育てを楽しくできるように応援することが大切であると考えます。

下妻市がこれまで子ども・子育て支援において、目指してきた理念である「**地域で育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち しもつま**」を継続しながら、利用者ニーズを踏まえ、子育て支援が充実した、子育てにやさしいまちを実感できるように、さらに各種施策の展開を図ります。

基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定して、事業を組み立てます。

(1) 総合的な子ども・子育て支援事業の充実

保育所・幼稚園・認定子ども園等教育・保育施設の充実と共に、地域型保育事業や子育て支援施策の一体的・総合的な充実を目指し、市民ニーズに対応して計画的に子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。

(2) 健やかな育成・教育環境の整備

子どもの健やかで豊かな成長を目指して、切れ目なく一貫した支援ができるように、母子保健事業や家庭・地域の教育環境の充実を目指します。

(3) 多様な家庭環境に対する支援

経済的に恵まれない家庭の子どもをはじめ、外国人世帯や、特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭の負担の軽減を図る事業を充実します。

(4) 安心安全な住みよい地域づくり

子どもが安心して遊び、子育て中の親子が憩い・交流できるまちづくり、子育てと仕事を両立して安心して働けるまちづくりを進めます。

基本目標	施策の方向性	基本施策
<p>1 総合的な 子ども・子育て 支援事業の 充実</p>	<p>1.教育・保育の一体的整備</p> <p>2.地域子育て支援事業の充実</p> <p>3.相談・情報提供の充実</p> <p>4.仕事と子育てが両立できる 環境整備</p>	<p>1.教育・保育施設の充実 2.地域型保育事業の推進</p> <p>1.地域子ども・子育て支援事業の推進 2.多様な子育て支援事業の推進 3.放課後の居場所づくり</p> <p>1.相談事業の強化 2.情報提供事業の推進</p> <p>1.子育てにやさしい職場づくり 2.児童と男女共同参画についての意識改革</p>
<p>2 健やかな 育成・教育 環境の整備</p>	<p>1.次世代の健康づくり</p> <p>2.教育・生涯学習と地域連携</p>	<p>1.母子健康管理のための支援事業の推進 2.子育て親子・サークル交流事業、相談事業 3.子どもの食育の推進 4.出産・子どもの保健医療体制の整備</p> <p>1.家庭・地域の教育力の向上 2.豊かな体験学習の充実 3.子どもの文化・スポーツ活動の振興</p>
<p>3 多様な 家庭環境に 対する支援</p>	<p>1.ひとり親家庭等への支援</p> <p>2.外国人世帯への支援</p> <p>3.児童虐待防止対策</p> <p>4.障害のある子どもへの支援</p>	<p>1.子どもの居場所づくり 2.経済的支援</p> <p>1.外国人の子どもの教育力向上 2.情報提供事業の推進</p> <p>1.児童虐待の発生予防 2.児童虐待防止の啓発</p> <p>1.障害の早期発見・早期療育 2.障害のある子の福祉サービス 3.就学支援 4.経済的支援</p>
<p>4 安心安全な 住みよい 地域づくり</p>	<p>1.交通事故や犯罪のないまち づくり</p> <p>2.子どもの遊び場・公園等の 充実</p>	<p>1.犯罪の危険から子どもを守る事業の推進 2.事故や災害から子どもを守る事業の推進</p> <p>1.地域の身近な遊び場・公園の充実 2.子連れで外出しやすいまちづくり</p>

第5章

分野別施策

基本目標 1

総合的な子ども・子育て支援事業の充実

子どもの幸せを第一に考え、保育所・幼稚園・認定子ども園等教育・保育施設の充実と共に、地域型保育事業や子育て支援施策の一体的・総合的な整備を図り、家庭状況に応じた利用の選択ができるよう、教育・保育の必要ニーズ量に対応できる環境の充実を図ります。

基本目標	施策の方向性	基本施策
1 総合的な 子ども・子育て 支援事業の 充実	1.教育・保育の一体的整備	1.教育・保育施設の整備の充実 2.地域型保育事業の整備の推進
	2.地域子育て支援事業の充実	1.地域子ども・子育て支援事業の推進 2.多様な子育て支援事業の推進 3.放課後の居場所づくり
	3.相談・情報提供の充実	1.相談事業の強化 2.情報提供事業の推進
	4.仕事と子育てが両立できる 環境整備	1.子育てにやさしい職場づくり 2.児童と男女共同参画についての意識改革



(1) 現状・課題

幼児教育・保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制を整備し、多様な教育・保育ニーズに対応することが必要となります。

本市においても、ニーズ調査の結果、利用申込状況等から、保育所、幼稚園の整備・効率化を進めると共に、事業者の意向を踏まえながら、認定こども園への移行を図りました。また、特に待機児童の多い低年齢児の保育ニーズにこたえるために、小規模保育事業1か所の設置・運営を行いました。

今後も、需要と供給のバランスをみながら、施設環境の充実を図ります。

(2) 施策の方向

- ① 教育・保育施設については、幼児教育無償化や就労状況の変化にともなう教育・保育ニーズの多様化や高まりに対応できるように、事業の充実を図ります。
- ② 特定地域型保育事業については、当面、小規模保育事業等の育成を図ると共に、適宜、利用ニーズに対応するために特定教育・保育施設と一体的な整備を図ります。
- ③ 教育・保育及び地域型保育事業の供給目標及び実施方針については、第6章「子ども・子育て支援事業計画」により、計画的に推進します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策1-1-1 教育・保育施設の充実】

事業名 [担当課]	事業内容
教育・保育供給量の確保 【子育て支援課・学校教育課】	児童の数は減少傾向にありますが、幼児教育無償化に伴い、教育・保育のニーズが高まることが想定されます。適切な供給量が確保できるよう各施設の利用定員の調整を図ります。
保育所の整備 【子育て支援課】	施設整備や公営民営の運営形態の見直しを計画的に行い、保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育環境の充実を図ります。
幼稚園の整備 【学校教育課】	幼児教育についての利用ニーズに対応できるように、幼稚園の整備を図ります。
認定こども園の整備 【子育て支援課・教育委員会】	保育機能と教育機能を備えた教育・保育施設として、保育所や幼稚園の認定こども園への移行、整備を図ります。

【基本施策1-1-2 地域型保育事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
小規模保育事業 【子育て支援課】	小規模保育事業の実施により、0～2歳児の低年齢児保育の充実を図ります。
その他の地域型保育事業 【子育て支援課】	増加する低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭的保育事業の整備を推進します。

施策 2

地域子育て支援事業の充実

(1) 現状・課題

近年、共働きの家庭の増加や、勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様なサービスの形態が求められています。

本市においては、それらの状況に対応して、教育・保育施設で実施される時間外保育事業（延長保育事業）や一時預かり事業（幼稚園での預かり保育を含む）等の事業を実施してきました。また、子育て支援センターやうえるきっず、放課後児童クラブを通じ、仕事と子育ての両立の支援を図りました。

今後も、教育・保育施設の連携を図り、利用ニーズに対応したサービスの提供を図ることが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業については、利用ニーズに基づき、「第6章 重点事業の見込量と確保方策（子ども・子育て支援事業計画）」により、引き続き計画的な実施を図ります。
- ② 障害のある児童の受入体制の充実や、臨時的・補助的・突発的な託児など、多様な子育て支援事業の充実を図ります。
- ③ 放課後児童の利用ニーズに対応して、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の整備を図ります。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策1-2-1 地域子ども・子育て支援事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
時間外保育事業 【子育て支援課】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。
放課後児童健全育成事業 （学童保育） 【子育て支援課】	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を与えます。
子育て短期支援事業 【子育て支援課】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター） 【子育て支援課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の助言を行います。
一時預かり事業 【子育て支援課・学校教育課】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間。保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。
病児保育事業 【子育て支援課】	病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。また保育中に体調不良となった子どもを保育所医務室等で看護師等が緊急に対応します。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【社会福祉協議会】	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
利用者支援事業 【子育て支援課・保健センター】	子ども又はその保護者の身近な場所での地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施します。保健センター内には、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの一貫した相談、保健指導、支援を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 【保健センター】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。
養育支援訪問事業等 【保健センター】	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。また、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)と連携し、支援機能の強化を図ります。
妊婦・産婦・乳児・健康診査事業 【保健センター】	妊産婦の健康の保持及び増進と乳児の健全な発育発達のため、妊産婦及び乳児に対する健康診査や保健指導を実施すると共に、必要に応じて医学的検査や指導を実施します。
補足給付事業 【子育て支援課】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【子育て支援課】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、事業経験のある保育士OB等を活用して、新規参入事業者に対して支援を行う事業です。

【基本施策1-2-2 多様な子育て支援事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
障害児保育事業 【子育て支援課、教育委員会】	市内の教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)で障害のある子どものニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。
子育て支援事業 「うえるきっず」 【社会福祉協議会】	社会福祉協議会に隣接した託児室において、会員組織による相互援助活動により臨時的・補助的・突発的な託児の支援を行います。
子育てサロン事業 【社会福祉協議会】	未就学児を抱える親子が集い、親子のふれあいや親同士の交流の場、情報交換の場として開設します。
教育・保育施設での地域活動事業・世代間交流事業 【子育て支援課・教育委員会】	老人福祉施設・介護保健施設等の訪問やお年寄りを招待しての劇、季節的行事、郷土の踊り、音楽、伝承遊び、手作り玩具製作等による世代間交流を行います。
幼稚園送迎バス運行事業 【学校教育課】	幼稚園(上妻・ちよかわ)への送迎バス運行事業を継続します。

【基本施策1-2-3 放課後の居場所づくり】

事業名 【担当課】	事業内容
放課後子供教室事業 【教育委員会】	週末に小学校の教室等を活用し子どもの居場所を設け、学習やスポーツ、文化活動、地域の人との交流活動などさまざまな取り組みを実施している「わくわくキッズクラブとばのえ」について市単独の補助金を支給しています。新設を希望する学校区がある場合、実施に向けて調査、検討をします。
放課後子ども総合プラン 【子育て支援課・教育委員会】	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室のニーズを調査し、整備を検討します。放課後総合子どもプランの実施を検討し、福祉部局と教育委員会の連携を図ります。

施策3

相談・情報提供の充実

(1) 現状・課題

子育ての不安を抱え、相談する相手もなく悩んでいる親が増加傾向にあります。また、子育ての悩みは、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて多様であり、親が育児ノイローゼになる深刻なケースもあります。

本市では、教育・保育に関わる相談事業は、教育・保育施設、子育て支援センター、家庭児童相談室、保健センター、子育て世代包括支援センターなどで実施していますが、このほか市・県等行政機関及び社会福祉協議会等の相談窓口で随時行ってきました。特に支援が必要な子どもや家庭には居宅への訪問事業を行って来ました。また、子育てに関するサービス等の情報提供や、障害のある子ども等に対しては、保健センター等での発達相談や障害児相談支援事業等を実施しています。

今後も、各種子育て支援サービスの周知を図り、子育て世代の悩みの解消や孤立を防ぐために体制を整備していきます。

(2) 施策の方向

- ① 教育・保育・医療・保健についての各種の相談事業の充実と共に、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。
- ② 子育てに関する情報について、事業者、利用者双方に、確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、さらなる情報提供の充実を図ります。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策1-3-1 相談事業の強化】

事業名 [担当課]	事業内容
※再掲 利用者支援事業 【子育て支援課・保健センター】	子ども又はその保護者の身近な場所で地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施します。
教育・保育施設等での相談事業 【子育て支援課】	教育・保育施設等での利用園児の保護者から随時必要な相談を受けて対応すると共に、在園児以外でも地域の子育て支援の一環として、電話での相談を含めて子育て相談に応じます。子育て総合支援センター等で情報提供と共に、相談事業を受付けて対応します。
家庭児童相談事業 【子育て支援課】	家庭相談員2人を配置し、子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活など、児童の養育に関連するさまざまな問題について相談を受付けて対応します。
教育支援センター運営事業 【指導課】	教育支援センター（スクールサポートセンター）を設置し、学校だけでは解決しにくい教育上の諸問題に対応すると共に、児童生徒及びその保護者、教職員からの相談に対応することで、教育相談機能の充実を図ります。
スクールカウンセラーの配置 （県事業）【指導課】	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識及び経験を有する者を配置し、養護教諭等と連携して学校における教育相談機能の充実を図ります。

<p>スクールソーシャルワーカーの配置（県事業） 【指導課】</p>	<p>福祉部門等との連携を考慮し、スクールソーシャルワーカーの配置を検討します。 ※スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。</p>
<p>訪問型家庭教育支援事業 【生涯学習課】</p>	<p>家庭教育が困難になっている家庭を、地域の子育て経験者等で構成された「家庭教育支援チーム」のチーム員が訪問し、個別の相談や情報提供を行い、家庭教育を支援します。</p>
<p>子育て世代包括支援センター 【保健センター】</p>	<p>令和元年10月に開設した子育て世代包括支援センター「にじいろ」には、保健師・助産師の専門職を配置し、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援ができるよう充実を図ります。</p>

【基本施策1-3-2 情報提供事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
<p>子育て支援情報提供サービス事業 【子育て支援課】</p>	<p>毎年、子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」を作成し、転入時や母子健康手帳交付時に配布しています。また、ホームページ上でも同じ情報を提供しています。</p>
<p>本計画の進捗状況の点検・公表 【子育て支援課】</p>	<p>計画的かつ柔軟な子育て支援策を推進するため、毎年、本計画の施策の点検・公表を行っています。結果についてはホームページに掲載し公表しています。</p>
<p>保育医療サービス等情報提供 【保健センター】</p>	<p>母子保健や保健センターでの事業等新しい情報について、市のホームページ、広報紙、お知らせ版への掲載、また、保健センター掲示板やパンフレット、令和元年度から開始したママサボしもつまアプリ等による提供を行います。</p>



施策 4

仕事と子育てが両立できる環境整備

(1) 現状・課題

多様な働き方や仕事に対する考え方の相違があるにしても、生活や子育てとの調和「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現された姿が望まれます。

地域の事業所では、働く個人の意識改革と共に、職場や職場集団の意識の改革が必要であり、育児休業の取得しやすさなど子育てにやさしい働き方や職場づくりを促進することが重要な課題です。

(2) 施策の方向

- ① 子育てにやさしい職場づくりを行う事業所やファミリー・フレンドリー企業等の紹介・普及を推進します。また、多様な働き方に合わせて、子育て支援事業の充実に努めます。
- ② 子どもを主体性のある一人の個人として尊重すると共に、家庭・職場・地域においてあらゆる面での男女共同参画を推進するため、広報・啓発を行います。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策1-4-1 子育てにやさしい職場づくり】

事業名 [担当課]	事業内容
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上 【商工観光課】	事業所に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図っていきます。また、妊娠・出産期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入などについての啓発や環境整備を推進します。

【基本施策1-4-2 児童と男女共同参画についての意識改革】

事業名 [担当課]	事業内容
「児童の権利に関する条約」の啓発・普及 【子育て支援課】	子どもの権利の尊重・擁護の環境をつくるため、児童の権利に関連する条約について、市民、特に子どもたちとその保護者及び児童関連事業従事者等に、周知を図ります。（お知らせ版・広報等でのPR及び国や関係団体のリーフレットで啓発を実施します。）
「男女共同参画社会」の啓発・普及 【市民協働課】	市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、個性を認め合える社会の実現を目指し、男女共同参画社会に向けた啓発活動を実施します。

基本目標 2

健やかな育成・教育環境の整備

子どもの健やかで豊かな成長を目指して、切れ目なく一貫した支援ができるように、母子保健事業や家庭・地域の教育環境の充実を目指します。

基本目標	施策	基本施策
2 健やかな 育成・教育 環境の整備	1.次世代の健康づくり	1.母子健康管理のための支援事業の推進 2.子育て親子・サークル交流事業、相談事業 3.子どもの食育の推進 4.出産・子どもの保健医療体制の整備
	2.教育・生涯学習と地域連携	1.家庭・地域の教育力の向上 2.豊かな体験学習の充実 3.子どもの文化・スポーツ活動の振興



施策 1

次世代の健康づくり

(1) 現状・課題

健康の確保・増進及び育児不安の解消を図るため、本市においては母子保健事業を含めた下妻市健康増進計画により、各種の事業を推進してきました。とりわけ乳幼児や児童期において、食に対する正しい理解と姿勢を身に付けるための食育推進は、次代を担う子どもたちにとって、最も重要な土台をつくることになり、子ども・子育て支援対策の重要な柱です。

引き続き、子どもの成長に合わせた健康・育児支援の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向

- ① 母子の健康管理のために、妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診をはじめ、家庭訪問による適切な保健指導や助言活動等の充実を図ります。
- ② 子育てに関する正しい知識や情報を学び、親子での遊びや学び、母親同士の交流の場を設けて、子育て不安を軽減し、楽しく、子育てができるように支援する事業を実施します。
- ③ 健康・食育しもつまプラン21により、全年代を対象に切れ目のない食育を推進しています。特に、乳幼児から児童期においては、家庭をはじめ保育所等や学校における食育事業の充実を図っています。
- ④ 安心して出産ができる環境、緊急時等の子どもの医療体制の整備と共に、感染症予防や予防接種など保健医療体制の整備を図ります。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策2-1-1 母子健康管理のための支援事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
母子健康手帳の交付 【保健センター】	保健センター内子育て世代包括支援センター“にじいろ”において母子健康手帳を交付し、すべての妊婦の把握とハイリスク妊婦の早期把握に努め、健康な妊娠、子育てへの情報提供を図ります。
※再掲 妊婦・産婦・乳児・健康診査 【保健センター】	妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査を医療機関に委託し、適切な時期の受診を勧奨、また連携をとり、ハイリスク妊産婦の把握と、保健指導が必要な妊産婦・乳児の支援の連携を行い、健康増進に努めます。
産後ケア事業 【子育て世代包括支援センター】	産後早期から概ね産後4か月頃までの支援が必要な母子に対し、産後の育児に対する不安を軽減し、産後も安心して子育てができるよう母子の支援体制に努めます。
乳幼児健康診査事業 【保健センター】	乳幼児の成長・発育の確認を行い、異常の早期発見、早期治療、早期療育に結びつけ、乳児の健全育成、保護者への育児支援を行います。（乳児医療機関健診、5か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診及び再検査等の実施） 市内の幼稚園・保育所・認定こども園の16カ所を訪問し5歳児発達相談を行います。また、5歳児発達相談において、言葉や行動面などで支援が必要な児童を対象に小集団の教室（5歳児キッズ）を実施します。 乳幼児健診の未受診者や予防接種の未接種者に対する電話や訪問でフォロー対策を図ります。
小児生活習慣病予防健診 【学校教育課】	小学校4年生と中学校1年生を対象に生活習慣病健診を実施し、早い時期から健康的な食生活、生活習慣を送れるよう支援します。また、小児生活習慣病予防健診後の相談業務を行います。

歯科健診事業 【保健センター】	2歳児歯科健診や就学時健診等の事業実施に際して、乳幼児や児童の保護者に対して、歯科保健知識の普及や健康教育を実施します。（2歳児歯科健診、各種健診や相談事業における母子歯科保健知識の普及、就学児健診の際の永久歯対策）
視力再検査 【保健センター】	3歳児健診時、視力検査で検査ができなかった幼児や斜視等心配がある幼児に対し視能訓練士が相談を行い、適切な育児支援を図ります。 また、スポットビジョンスクリーナーの機器を導入し、健診の精度を高め、子どもの弱視の早期発見等に努めます。

【基本施策2-1-2 子育て親子・サークル交流事業、相談事業】

事業名 【担当課】	事業内容
マタニティクラス・パパのための沐浴講座 【保健センター】	妊娠・出産・育児に必要な知識を学び、安心して健康的な妊娠期の生活や児童の養育ができるよう支援します。また、母親同士の仲間づくりの場として交流の機会を提供します。 これから父親になる方を中心として、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。
親子教室 【保健センター】	乳幼児とその保護者を対象に、育児に必要な情報提供、遊びや学習、育児相談などを行い、保護者同士の仲間づくりの場とします。（ママサロン、ぴよぴよ教室、のびのび遊びの広場、キッズくらぶ）
子どもの健康教室 【保健センター】	子どもの健康、育児、しつけ、予防接種の受け方等について講演会を開催し知識の普及を行います。
乳幼児家庭訪問事業 【保健センター】	希望のあった新生児の家庭や育児不安等で指導の必要な乳幼児の家庭を訪問し、発育、栄養、育児環境、疾病予防について相談や助言を行います。（新生児訪問、乳幼児訪問） 生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師、または助産師が訪問し、（こんにちは赤ちゃん事業：再掲）、その後支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
母子保健推進員活動 【保健センター】	乳幼児健診等への協力、健診の受診勧奨、身近な親子の相談相手など母子保健活動を推進します。（令和元年度77人）
要支援妊産婦支援事業 【保健センター】	支援が必要な妊産婦やハイリスク家庭など、医療機関や県（児童相談所・保健所）、警察、市町村間等、関係機関との情報共有や連携を密にし、切れ目ない支援をしていきます。

【基本施策2-1-3 子どもの食育の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
食育推進事業 【保健センター】	「健康・食育しもつまプラン21」に基づき、各種の母子保健事業や学校・保育所等での親子クッキングや食育の取り組みを行います。
親子料理教室 【保健センター】	親子で楽しみながら調理を行い、食や健康について関心を高め、バランスのよい食べ方や食事のマナー等、適切な食習慣を身につける機会を提供します。
学校給食での食育 【学校教育課】	安心・安全で栄養バランスのとれた給食を提供し、食に関する知識と健全な食生活を実践することができる人間に育てる食育を推進します。
保育所での食育 【子育て支援課】	給食だより、献立予定表、ほけんだより等で保育所での食育や食事の大切さを伝えたり、保育活動の中で野菜を育てたり、季節の料理や伝統食に触れ行事食を楽しむことで実施します。
離乳食教室（前期・後期） 【保健センター】	子どもの成長にあわせた離乳食の進めかた、作り方について学び、食事を通じた親子の健康づくりを進めるため健康教育や離乳食相談を実施します。

【基本施策2-1-4 出産・子どもの保健医療体制の整備】

事業名 [担当課]	事業内容
不妊相談・助成事業 【保健センター】	茨城県不妊治療費助成金の交付決定を受けている女性を対象に1回5万円、年齢に応じ通算して6回まで不妊治療費の助成を行います。 不妊の心配がある場合に、県事業の不妊治療専門相談センターを紹介します。
成人風疹予防接種の助成 【保健センター】	先天性風疹症候群の予防のため、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫の風疹予防接種の費用の2分の1を助成します。
乳幼児・小中学生予防接種 【保健センター】	乳幼児や小中学生に対する予防接種を実施し、疾病予防知識の普及に努め、各接種率の向上を目指します。
感染症・生活習慣病予防の知識の普及 【保健センター】	市内、小中学校からの依頼により感染症予防の正しい知識の提供や、小児生活習慣病予防のための講話を行い、健康づくりに対する意識を高めていきます。
性教育講師派遣事業 【保健センター】	学校等へ講師を派遣し（保健師・助産師等）、自分の身体の発育や性機能の発達について指導することにより、自分の理解や他人を大切に思う心、そして避妊方法や性行為感染症に関連する正しい知識を提供します。
救急医療 【保健センター】	小児救急輪番制運営事業を茨城西南地方広域市町村圏事務組合の事業として取り組みます。 市内の医療機関における休日在宅当番医制度を実施します。協力医療機関が17医療機関であり、医師会との連携により体制確保に努めます。
小児の応急処置の健康教室 【保健センター】	乳幼児健診時等に事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。
医療費助成制度 【保険年金課】	入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分について、18歳になった年度末までの子どもの医療費の助成を行います。ひとり親家庭においては、障害児及び高校在学者を監護する場合は20歳まで助成します。
未熟児養育医療給付事業 【保健センター】	入院養育が必要な未熟児（2,000g以下等）の保護者からの申請を受け付け、医療費を給付します。



(1) 現状・課題

子どもの教育は、学校をはじめ家庭や地域の協働により、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ることが必要となっています。

子どもの教育の第一義的責任は家庭にあることを基本に、特に家庭の教育力の向上については地域社会全体で支援していくことが重要です。そのため、本市においては、地域住民と子どもとのふれあい機会の創出や、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域住民やボランティア団体との連携強化を進めてきました。また、読書活動をはじめさまざまな文化的な活動により、文化的な素養を持った子どもの育成も重要です。

今後も、学校や地域との連携により、心身共に豊かな子どもの育成を支援します。

(2) 施策の方向

- ① 心身共に健やかな子どもの成長、育成を支援するため、家庭や学校と地域の連携で、家庭の教育力と地域の教育力の向上を目指す事業を実施します。
- ② 放課後や長期休暇を活用して、自然環境とのふれあい、福祉や環境・美化活動等に関わる体験・ボランティア活動などへの自主的な参加により、子ども自ら豊かなところを持って成長できるように事業を推進します。
- ③ 図書館・博物館等の事業やふるさと文化の伝承など多様な文化活動への参加、スポーツ少年団活動等スポーツ活動の取り組みにより、子ども自身が豊かな生涯をつくる基礎づくりを支援します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策2-2-1 家庭・地域の教育力の向上】

事業名 [担当課]	事業内容
家庭教育学級 【生涯学習課】	親が家庭における教育のありかたなどを学ぶために、家庭教育学級を幼稚園・小学校・中学校で開催します。
生徒指導ネットワーク会議兼 いじめ問題対策連絡協議会 【指導課】	学校、民生委員・児童委員、教育支援センター（スクールサポートセンター）の相談員が連携を図りながら、市内の生徒指導体制の充実を図ると共に、いじめ問題や児童生徒の問題行動、児童虐待の未然防止と早期解消、生徒指導上の課題について協議する連絡協会を開催します。
学校地域交流事業 【教育委員会】	運動会や文化祭等で地域との交流事業を実施します。
地域教育推進委員制度 【学校教育課】	保護者や地域住民の意向を取り入れ、理解や協力を得て学校運営を行うための制度で、全小中学校に設置され、地域に開かれた学校づくりについて検討します。
青少年問題協議会 【生涯学習課】	青少年の指導、育成、保護、及び矯正に関連する総合的施策の適切な実施を期するため、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。
青少年を育てる下妻市民の会 【生涯学習課】	青少年育成運動を展開し、住民意識の高揚、青少年団体の育成を図ります。
有害環境対策事業 【生涯学習課】	「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの趣旨を普及します。

子ども会育成連合会 【生涯学習課】	各地区の子ども会により構成し、子ども会の指導者及び育成会の連絡調整を図ります。 子ども会リーダー等の研修事業（ジュニアリーダー研修会、県西地区子ども会リーダー研修会、県西地区子ども指導者交歓研修会）を実施します。
環境美化・清掃ボランティア事業 【生涯学習課・生活環境課】	毎年7月が河川の愛護月間にあたることから常に河川を美しく保ち、正しく安全に利用する気持ちを持ってもらうため、自治会、老人会、子ども会に呼びかけて実施します。（鬼怒川・小貝川クリーン作戦） 「関東地方環境美化運動の日」統一美化キャンペーンのごみゼロの日（5月30日）に合わせて、全市民参加の環境美化運動として、各自治区、市内小中学校、各事業所に呼びかけて実施します。（市民清掃デー）

【基本施策2-2-2 豊かな体験学習の充実】

事業名 [担当課]	事業内容
学校における福祉教育 【指導課・社会福祉協議会】	総合的な学習の時間等で福祉教育を実施します。
ボランティア体験学習 【社会福祉協議会】	ボランティアセンターとの連携を図り、福祉体験や環境問題など様々なボランティア体験学習を推進します。
自然体験活動推進事業 【生涯学習課】	青龍楽校少年団の事業である鬼怒川源流探検、鮭の放流会、さつまいもの定植・収穫体験などの自然・野外体験を通し、たくましく生きる力、自立する力、助け合う心を育てる体験活動を実施しています。
水辺の楽校 【生涯学習課・都市整備課】	自然体験・自然学習の場として小学校近くの鬼怒川河川敷を「水辺の楽校」として整備、ボランティア団体・地域の人たちと協力しながら、子どもたちの水辺の遊び、学習を支える仕組みをつくり、あわせて自然豊かな河川環境を将来に残すため、せせらぎなどの保全をしたり、自然と出会える安全な水辺を作ることを目的とした事業を推進します。

【基本施策2-2-3 子どもの文化・スポーツ活動の振興】

事業名 [担当課]	事業内容
図書館主催事業 【図書館】	図書館まつり、子ども映画会、図書館映画会、その他図書館員体験事業などを実施します。
子どもの読書活動推進事業 【教育委員会】	家庭・学校・地域における子どもの読書活動を推進します。
ブックスタート事業 【子育て支援課】	絵本を通して親子のコミュニケーションを図ることを目的に、絵本の無料配布を行います。
芸術文化活動の振興事業 【生涯学習課】	地域の芸術文化活動の振興を図ります。（文化会館自主事業）
博物館の講座 【生涯学習課】	郷土の歴史や民俗に親しみ、理解を深めるための講座を実施します。
学校施設の開放 【生涯学習課】	社会体育及び文化活動の普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のため、小中学校の施設を住民の利用に提供します。（グラウンド、体育館）
スポーツ教室・スポーツ大会の開催 【生涯学習課】	スポーツの楽しみや喜びを得る機会を提供します。 市民の自由な参加のもとにスポーツ等をおして家庭や地域の交流を図り、明るい地域社会づくりを目的として実施（砂沼マラソン大会、新春歩け歩け大会、為桜野球大会）します。
スポーツ少年団事業 【生涯学習課】	スポーツ少年団の普及と育成および活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成を図ります。

基本目標 3

多様な家庭環境に対する支援

経済的に困難を抱える家庭の子どもをはじめ、特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援及び負担の軽減を図る事業を充実します。

基本目標	施策	基本施策
3 多様な 家庭環境に 対する支援	1.ひとり親家庭等への支援	1.子どもの居場所づくり 2.経済的支援
	2.外国人世帯への支援	1.外国人の子どもの教育力向上 2.情報提供事業の推進
	3.児童虐待防止対策	1.児童虐待の発生予防 2.児童虐待防止の啓発
	4.障害のある子どもへの支援	1.障害の早期発見・早期療育 2.障害のある子の福祉サービス 3.就学支援 4.経済的支援



施策 1

ひとり親家庭等への支援

(1) 現状・課題

平成27年の国勢調査では、本市の母子家庭は293世帯、父子世帯55世帯で、平成28年の離婚件数は69件となっており、幼い子どもを抱えて離婚する親も多く、母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭が増えている状況です。

母子家庭等ひとり親家庭では、就労環境等の関係から経済的に困難を抱える家庭が比較的多いため、「子どもの貧困」が重要な問題となっており、子どもの健やかな心身の育成、特に健康に対して重大な影響を与えかねません。

ひとり親家庭を含めて経済的支援を必要とする子育て家庭への経済的支援の充実を図ると共に、経済的自立に向けた環境整備が必要です。

(2) 施策の方向

- ① ひとり親家庭の子どもの居場所を確保するために、家庭や学校と地域の連携により放課後健全育成事業等の充実を図ります。
- ② 経済的に困難を抱える子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもに健康や勉学等における機会均等を享受できるように図ります。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-1-1 子どもの居場所づくり】

事業名 [担当課]	事業内容
子どもの学習支援事業 「寺子屋」 【社会福祉協議会】	ひとり親世帯や経済的に困窮している世帯のうち、学習習慣が身に着いていないまた、それと同様な状況にあり居場所を必要としている市内の児童・生徒（主に小学4年生～中学3年生まで）を対象に毎週月曜日 15:00～18:00 までコミュニティカフェぶらっとほーむ2階でボランティアによる学習支援を実施します。
※再掲 時間外保育事業 【子育て支援課】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。
※再掲 放課後児童健全育成事業 (学童保育) 【子育て支援課】	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を与えます。
※再掲 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【社会福祉協議会】	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【基本施策3-1-2 経済的支援】

事業名 [担当課]	事業内容
児童扶養手当 【子育て支援課】	父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
母子・寡婦福祉資金貸付事業 【子育て支援課】	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等への生活資金や児童の就学資金の貸付について県事業の受付を行います。

ひとり親家庭等児童学資金 【子育て支援課】	事故・疾病または離別等によりひとり親家庭等となった児童に対し、ひとり親家庭等児童学資金を支給する県事業の受付を行います。
母子家庭等支援サポーターによる相談・援助 【子育て支援課】	母子家庭等支援サポーターは母子寡婦福祉法に定める母子相談員の協力者として、日常的な相談・援助活動などを行います。（茨城県が任命・任期2年）
児童手当 【子育て支援課】	児童手当法に基づき、中学校修了までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給します。
※再掲 医療費助成制度 【保険年金課】	入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分について、18歳になった年度末までの子どもの医療費の助成を行います。ひとり親家庭においては、障害児及び高校在学者を監護する場合は20歳まで助成します。
※再掲 補足給付事業 【子育て支援課】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。



施策 2

外国人世帯への支援

(1) 現状・課題

平成30年の下妻市での外国人の登録者数は1,999人となっており、市内在住の外国人人口が増えている状況です。

日本語に触れたことの無い外国人やその子どもたちが、日本の地域や小学校や中学校に編入することになった場合、言語や学習、学校文化への適応等、さまざまな面で困難に直面しています。

外国人の子どもを含めて外国人世帯の自立に向けた環境整備や、多言語化による情報提供などにより、外国人世帯への支援の充実を図ります。

(2) 施策の方向

- ① 学校生活や地域社会への適応、日本語の習得、教科の学習などに配慮し、外国人を受け入れる体制を整備します。
- ② さまざまな言語、異なる文化や習慣の外国人が日本の学校や地域で過ごすため、適切な就学案内や就学情報の提供を実施します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-2-1 外国人の子どもの教育力向上】

事業名 【担当課】	事業内容
日本語指導の実施（県グローバルサポート事業） 【指導課】	市立小中学校に通学している児童・生徒に対して日本語初期指導及び日本語学級を実施し、日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒に対して日本語指導を行うことで、日本語による学習適応力の向上を図ります。
外国人児童生徒支援員の配置 【指導課】	国際教室のサポートや通常学級に在籍している外国籍児童生徒の通訳、また保護者への通訳（入学・転入手続き、電話対応等）を行い、支援の充実を図ります。

【基本施策3-2-2 情報提供事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
行政情報や各種申請書等の多言語化の充実 【関係各課】	資料やホームページ、ツイッター等で市が発信するさまざまな情報の多言語化、市に提出する各種申請書・届出書及びその記入ガイダンスの多言語化を図ることにより、日本語がわからない外国人が、行政情報の入手や手続きなど市とのコミュニケーションを円滑に行えるようにします。
多言語通訳サービスの拡充 【関係各課】	翻訳機の使用、通訳者の手配により、日本語が不自由な外国人市民と日本人のコミュニケーションを支援します。

(1) 現状・課題

児童虐待問題は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっており、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応と共に、虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

乳幼児健診事業等の機会を活用して虐待の「発生予防」を重視することが重要ですが、国民の通告義務についての啓発事業等の対策事業の充実が課題となっています。

(2) 施策の方向

- ① 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の訪問相談事業では母親の育児不安の解消に努めます。また、家庭児童相談室や民生委員・児童委員等の相談事業、教育・保育施設・学校等においては、児童虐待を含めて子育てに関わる悩みや不安、育児ストレス等に対応して発生予防、早期発見に努めます。
- ② 市民の児童虐待「通告義務」についての啓発事業を推進します。地域においては、保健・医療・福祉関係機関や学校・施設等のネットワーク活動の充実を図ります。
- ③ 保健・医療・福祉関係機関や学校・施設・児童相談所等のネットワーク及び、相談体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の整備を推進します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-3-1 児童虐待の発生予防】

事業名 [担当課]	事業内容
※再掲 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等 【保健センター】	生後2か月までのすべての乳児家庭を保健師等の専門職が訪問し、要支援者には継続して助言・指導等を行う養育支援事業を実施します。
相談事業 【子育て支援課、福祉課】	家庭児童相談室や民生委員・児童委員は、子どもと家庭における悩みや不安の相談に応じ、児童虐待や育児不安等の軽減、早期解決に努めます。また、児童相談所等の関係機関と連携し、相談体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の整備を推進します。
ペアレントトレーニング事業 【保健センター】	親の精神的な安定を図り育児不安を軽減し、自信を持って育児に取り組めるよう、心理士・保健師による教室を実施します。

【基本施策3-3-2 児童虐待防止の啓発】

事業名 [担当課]	事業内容
児童虐待の防止についての啓発・普及 【子育て支援課・保健センター】	児童虐待のない社会を目指し、児童虐待を見逃さない、虐待通報は義務であることを周知するため、啓発グッズの配布や講演会を開催しています。 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援等訪問事業をはじめ保健センター事業を通して、児童虐待防止の啓発普及を行います。
児童虐待防止ネットワーク活動 【子育て支援課】	福祉・保健・教育・警察等関係者による定期的な情報交換、啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止、または困難な事例に対する専門的な支援を適切に行うための体制として、「要保護児童対策地域協議会」の代表者会議、実務者会議やケース検討会議を開催し、民生委員や関係機関と連携しながら問題解決への対策を検討します。また、児童相談所と家庭児童相談室では市町村支援事業としてケースの検討を行うなど連携強化を図ります。

施策 4

障害のある子どもへの支援

(1) 現状・課題

障害のある子どもに関しては、「下妻市障害福祉計画」で障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を、「下妻市障害児福祉計画」で障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する方策を定めています。

障害の有無に関わらず子どもの個性を認め、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばすことが必要であり、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児やその家族が地域の人々と交流していけるように、意識啓発をすることが重要です。

本市では、障害児保育事業や母子保健事業、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の確保等を実施しており、今後も、引き続き専門機関と積極的な連携を図り、適切な支援方法や受入体制の整備を行います。

(2) 施策の方向

- ① 障害の早期発見・早期療育に向けて乳幼児健診事業を充実し、受診もれのないように実施することを基本に、発達・発育に関する相談事業を実施します。
- ② 障害のある子どもに対して、日常生活での自立支援や集団生活に適應するための支援を行うと共に、子どもの保護者を支援するために、日中一時支援事業等の預かりサービスを実施します。
- ③ 障害のある子どもの円滑な就学のための就学相談事業や、学校生活を支援する体制整備を図ります。
- ④ 障害のある子どもを養育する保護者の経済的負担を軽減するために、手当等を支給します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-4-1 障害の早期発見・早期療育】

事業名 【担当課】	事業内容
すくすく相談 【保健センター】	ことばの遅れや精神発達について問題がある児童幼児や家族に対して、臨床心理士が専門的な相談、助言を行い、適切な療育指導と育児支援を図ります。
ことばの教室 【保健センター】	サ行や力行などうまく発音ができない、5～6歳になっても言葉が幼い・発音が不明瞭など、ことばに関して心配のある児童や家族に対して特別支援教育相談員（ことばの相談員）が専門的な相談、助言を行い、適切な療育指導と育児支援を図ります。
小児リハビリ教室 【保健センター】	肢体不自由児や身体面の発達に問題がある幼児、児童とその家族に対して、理学療法士が相談、助言を行い、適切な療育指導と育児支援を図ります。
乳幼児発達相談事業 （ポータル） 【社会福祉協議会】	ポータル発達相談として専門の相談員を置き、乳幼児の発達に不安を抱える親の相談所の開設をします。

【基本施策3-4-2 障害のある子の福祉サービス】

事業名 [担当課]	事業内容
※再掲 障害児保育事業 【子育て支援課・教育委員会】	市内の教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）で障害のある子どものニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。
障害児相談支援 【福祉課】	障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
児童発達支援 【福祉課】	児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス 【福祉課】	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援 【福祉課】	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅介護 【福祉課】	在宅で生活する障害のある児童に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。
短期入所 【福祉課】	障害のある児童を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
障害者日中一時支援事業 【福祉課】	障害のある児童を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。
移動支援事業 【福祉課】	屋外での移動が困難な方に対し、外出のための移動の援助を行います。
訪問入浴サービス事業 【福祉課】	入浴に介助を必要とする在宅の方に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 【福祉課】	市内に住所を有する小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具を給付します。

【基本施策3-4-3 就学支援】

事業名 [担当課]	事業内容
教育支援委員会の事業 【指導課】	教育支援委員会により就学相談・就学支援等を推進します。
特別支援教育相談員配置事業 【指導課】	要望のある小学校に特別支援教育相談員が巡回訪問し、学習や社会的スキルの習得を支援するとともに、必要に応じて、スクールサポートセンターで保護者面談を実施します。
学校生活支援員配置事業 【学校教育課】	特別に支援を要する児童・生徒に対し、学校生活を円滑にできるよう、介助としての学校生活支援員を配置します。

【基本施策3-4-4 経済的支援】

事業名 [担当課]	事業内容
重度心身障害児童福祉手当 【福祉課】	心身に重度の障害のある在宅児童の保護者に対し支給し、障害児童の健全な育成の助長を図ります。
障害児福祉手当 【福祉課】	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。
特別児童扶養手当 【福祉課】	心身に障害のある20歳未満の児童を在宅で養育している方に手当を支給します。
心身障害者扶養共済制度 【福祉課】	保護者が毎月一定の掛金を納付することで、保護者が死亡、または身体に著しい障害を有することになった場合、心身障害者に年金を支給します。
特別支援教育就学奨励事業 【学校教育課】	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を援助します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費支援事業 【福祉課】	身体障害者手帳が非交付となる軽度・中等度難聴児の補聴器の購入等に際し、一部助成を行います。

基本目標 4

安心安全な住みよい地域づくり

子どもが安心して遊び、子育て中の親子が憩い・交流できるまちづくり、子育てと仕事を両立して安心して働けるまちづくりを進めます。

基本目標	施策	基本施策
4 安心安全な 住みよい 地域づくり	1.交通事故や犯罪のないまちづくり 2.子どもの遊び場・公園等の充実	1.犯罪の危険から子どもを守る事業の推進 2.事故や災害から子どもを守る事業の推進 1.地域の身近な遊び場・公園の充実 2.子連れで外出しやすいまちづくり



(1) 現状・課題

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、市、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策、防犯対策等を推進することが必要です。

日常的に子どもの生活・活動の場となる教育・保育施設や学校等においては、危機管理マニュアルに従った体制整備を促進し、事故や犯罪の予防が重要です。

また、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにすることが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、防犯サポーターによる防犯パトロール活動や「子どもを守る110番の家」事業を実施すると共に、安全に関する情報収集及び情報発信等を、適宜、実施できるように取り組みます。また、教育・保育施設及び学校における危機管理マニュアルの関係者への周知・普及を図ります。
- ② 通学路の点検・整備等交通安全環境の整備と共に、教育・保育施設や学校等での児童生徒への交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を醸成します。また、災害時に対応できるように防災訓練等を実施します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策4-1-1 犯罪の危険から子どもを守る事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
子どもを守る110番の家 【指導課】	通学路等に小・中学生の緊急避難場所を設置すると共に、その周知と活用を図ります。
見守りボランティア 【指導課】	見守りボランティアによる防犯パトロール活動を行い、児童・生徒の登下校時の安全を確保します。
防犯灯等の整備 【消防交通課】	夜間における犯罪の防止を図り、児童生徒の安全を確保します。
危機管理マニュアルの見直し 【子育て支援課・学校教育課】	教育・保育施設や学校、福祉施設等における危機管理マニュアルの適宜の見直しを実施し、社会動向に対応できるようにします。

【基本施策4-1-2 事故や災害から子どもを守る事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
通学路交通安全施設の整備 【消防交通課】	カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。
児童生徒への交通安全用具の支給 【消防交通課】	小学1年生へのランドセルカバー、中学生への反射タスキ等の支給により交通安全を確保します。
交通安全教育の実施 【消防交通課】	保育所・幼稚園、小・中学校、高校等における交通安全教室の開催、教育活動全体を通じた交通安全教育を実施します。
交通安全子供自転車大会 【消防交通課】	各小学校区に組織され、交通安全思想の普及と交通道徳の高揚により、交通事故のない地域づくりに寄与するため活動を行います。

交通安全子供自転車大会 【消防交通課】	正しい自転車の乗り方と交通ルールを身につけ将来交通事故を起こさないドライバーを育てることを目的とし、小学生を対象に自転車安全運転大会を実施します。
子どもの防災訓練・防災教育 【指導課】	災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を推進します。
幼年消防クラブ 【消防交通課】	幼年児による消防クラブを支援し、幼年期における防災意識の向上を図ります。
子どもの事故防止啓発活動 【保健センター】	誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識・指導及び救急処置の方法等について、健康教育やパンフレットの配布などを行います。



(1) 現状・課題

妊産婦や乳幼児、子ども連れの人をはじめ障害のある人や高齢者等が気軽に外出し、安心安全にすごせる公園や遊び場のある地域は、誰にとっても住みやすい地域です。

本市においては、公園の充実及び遊具点検事業等を実施し、地域の安全な遊び場・公園の充実を行い、住みよいまちづくりを推進してきました。

子どもがいつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備、子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備を進めることが求められます。

(2) 施策の方向

- ① 身近な地域に、いつでも気軽に出かけてゆき、安全に安心して親子がすごせる遊び場や公園などを充実させ、快適な生活環境となるように、住みよいまちづくりを推進します。
- ② 子育て中でも安心して外出しやすいように、環境整備を図ります。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策4-2-1 地域の身近な遊び場・公園の充実】

事業名 [担当課]	事業内容
子どもの遊び場に対する助成事業 【子育て支援課】	地域団体が行う遊び場の設置に要する経費（遊具、砂場等）や運営費を補助します。
児童遊園の遊具等の保守点検事業 【子育て支援課】	児童遊園の遊具の点検作業を行い適正な管理を実施します。
都市公園の遊具等の保守点検事業 【都市整備課】	都市公園の遊具等の点検作業を行い適正な管理を実施します。

【基本施策4-2-2 子連れで外出しやすいまちづくり】

事業名 [担当課]	事業内容
ゆとりのある歩道の整備 【建設課】	ベビーカー等でも安心して外出できる歩道空間、段差解消などの事業を推進します。
親子等の交流の場の創出 【都市整備課】	市の有料公園施設を無料開放し、未就学児を持つ親子等の交流の場を提供します。

第6章

重点事業の見込量と確保方策

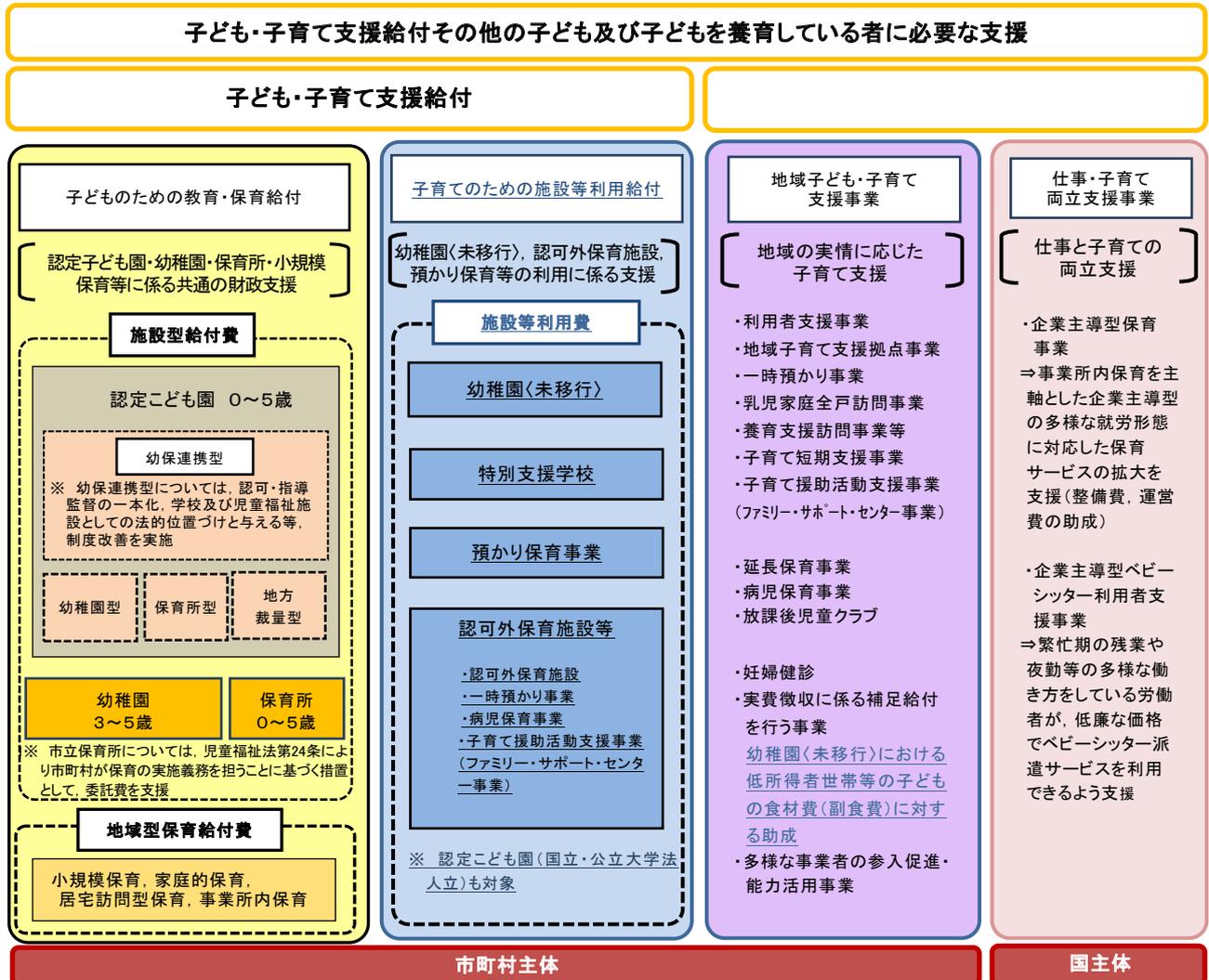
(下妻市子ども・子育て支援事業計画)

『子ども・子育て支援制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。平成27年4月に本格的に施行を開始しています。

子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。（法定代理受領制度）

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、下妻市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、下妻市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援 | ⑧一時預かり |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

2 教育・保育の提供区域の設定

(1) 提供区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

また、教育・保育提供区域の設定は、地域型保育事業の市の認可にあたり需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するように求められています。

(2) 提供区域の設定

①教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育については、市内施設の配置状況等を勘案して、市全域を一つの提供区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて一つの提供区域としますが、事業の性格や特徴から、市内での配置バランス等を勘案して、適宜、柔軟に検討します。

3 教育・保育の見込量と確保方策

(1) 教育・保育の見込量

令和2年度から7年度の教育・保育の見込量については、実績を勘案して次の表の通りとします。

令和2年度の見込量について、3号認定では、0歳が38人、1歳が159人、2歳が166人で、3号認定の合計では363人です。

1号認定では、3歳が68人、4・5歳で308人、1号認定の合計では376人です。

2号認定では、3歳が168人、4・5歳で305人、2号認定の合計では473人です。

全体では、令和2年度の見込量合計は1,212人ですが、令和7年度では1,186人で、幾分減少する見込です。

(人)

区分		推計					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3号認定	0歳	38	41	44	47	49	52
	1歳	159	162	164	167	170	171
	2歳	166	161	163	165	167	169
3号認定小計		363	364	371	379	386	392
1号認定	3歳	68	75	73	73	74	74
	4・5歳	308	293	289	291	280	276
1号認定小計		376	368	362	364	354	350
2号認定	3歳	168	183	173	171	170	168
	4・5歳	305	291	287	290	280	276
2号認定小計		473	474	460	461	450	444
合計		1,212	1,206	1,193	1,204	1,190	1,186

(2) 教育・保育の確保方策

3号認定では、令和2年度で29人分、7年度で25人分の余裕があります。
1号認定では、令和2年度で349人分、2号認定では、67人分の余裕があります。

(人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3号認定	0歳	特定教育・保育施設	67	67	73	68	63	63
		小規模保育	6	6	6	6	6	6
		0歳小計	73	73	79	74	69	69
	1歳	特定教育・保育施設	127	127	136	136	136	136
		小規模保育	21	31	31	36	36	36
		1歳小計	148	158	167	172	172	172
	2歳	特定教育・保育施設	165	165	170	170	170	170
		小規模保育	6	6	6	6	6	6
		2歳小計	171	171	176	176	176	176
3号認定合計			392	402	422	422	417	417
見込量との差異			29	38	51	43	31	25
1号認定	3歳	特定教育・保育施設	114	114	114	114	114	114
	4・5歳	特定教育・保育施設	611	611	611	351	351	351
	1号認定合計		725	725	725	465	465	465
見込量との差異			349	357	363	101	111	115
2号認定	3歳	特定教育・保育施設	181	181	181	181	181	181
	4・5歳	特定教育・保育施設	359	359	359	359	359	359
	2号認定合計		540	540	540	540	540	540
見込量との差異			67	66	80	79	90	96
合計			1,657	1,667	1,687	1,427	1,422	1,422

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業は、通常の保育所開所時間の延長等の保育ニーズに対応するための事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
②確保方策	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
か所	5	5	5	5	5
差異②-①	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して学校の余裕教室や保育所等で放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

【見込み量と確保方策】

新・放課後子ども総合プランを踏まえ、学校施設の積極的な活用及び、放課後子ども教室と連携した対応を検討します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	616	613	617	605	615
低学年	422	428	434	423	436
高学年	194	185	183	182	179
②確保方策	620	620	620	620	620
放課後児童クラブ(クラス)	18	18	18	18	18
放課後子供教室(ヶ所)	1	1	1	1	1
差異②-①	4	7	3	15	5

新・放課後子ども総合プラン

近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの整備が重要となります。

また小学校内で、学童保育クラブと放課後子ども教室の両事業を行う「一体型」の実施の推進が必要です。児童が安全な場所で安心して放課後の時間を過ごせるよう環境の整備に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において、一定期間（通常は7日間以内）、養育をします。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	29	29	28	28	28
②確保方策	29	29	28	28	28
差異②-①	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

実績を考慮し、1か所あたり延べ利用者数1,200人とし、3か所で3,600人を確保します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
か所	3	3	3	3	3
差異②-①	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や地域子育て支援センター等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園においては預かり保育として実施しています。

【見込み量と確保方策】

過去の実績や幼児教育無償化の影響を考慮し、幼稚園型3ヶ所、幼稚園型以外7ヶ所の体制をにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,055	3,035	2,971	2,971	2,908
幼稚園型	2,055	2,035	1,971	1,971	1,908
幼稚園型以外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策	3,055	3,035	2,971	2,971	2,908
幼稚園型	2,055	2,035	1,971	1,971	1,908
幼稚園型以外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
差異②-①	0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、乳幼児等が病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	104	104	104	104
②確保方策	104	104	104	104	104
か所	1	1	1	1	1
差異②-①	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

ファミリー・サポート・センターは、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受ける利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、保育所への子どもの送迎、保護者が行事・冠婚葬祭・買い物などの外出や病気・急用の際の子どもの預かりなどに対応しています。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	364	364	364	364	364
②確保方策	364	364	364	364	364
差異②-①	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差異②-①	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談などに対応し、支援が必要な家庭に対するサービスの検討や関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	304	299	294	289	282
②確保方策	304	299	294	289	282
差異②-①	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、特に養育のための支援が必要とされる家庭を訪問し、養育指導・助言、相談等を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

乳児全戸訪問事業等により支援を必要とする家庭を把握し、必要とされる支援の内容により保健師等の専門職員が訪問を行い、利用希望に対応します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠中に最大で14回、茨城県内の医療機関及び助産所で健康診査にかかる費用の一部助成を受けることができる母子保健法による事業です。

【見込み量と確保方策】

近年の本市の出生数からみて、訪問人数は令和2年度で300人を見込みます。健診もれがないように実施機関体制の維持を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300
差異②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【見込み量と確保方策】

教育・保育等利用者への支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、事業経験のある保育士OB等を活用して、新規参入事業者に対して支援を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

当面、本市においては、既存の教育・保育施設等福祉資源の活用を図る方向で子ども・子育て支援事業を推進します。

第7章

計画の推進

(1) 推進組織

この計画は、事業の担当課が関係団体や関係機関と連携して、市民協働により推進しますが、進捗管理は「下妻市子ども・子育て会議」が行います。

(2) 事業の進捗管理

この計画の進捗管理は、次の方針により行います。

①PDCAサイクルの実施

この計画の事業の進捗管理は、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、年1回程度定期的に事業進捗状況を点検・評価し、必要な場合は適宜、目標等の見直しを行い、事業の進捗を図ります。

※PDCAサイクル：P＝プラン（この計画の具体的な事業方針等）、D＝ドゥ（実行）、C＝チェック（点検・評価）、A＝アクション（見直し）。このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

②事業評価

PDCAサイクルの実施にあたって必要な事業及び計画の評価は、次項の評価方針にしたがって実施します。評価に必要な点検資料は事務局が整備します。

(3) 施策の点検・公表

①事業評価の公表

毎年1回、事業の進捗状況についての点検・評価結果を市民に公表します。

②公表の方法

公表は市のホームページ等により行います。

(1) 個別事業の評価方針

①評価の基準

個別事業の進捗状況を、次の4段階の「評価基準」により、A～Dの評価を行います。特に、重点事業（数値目標設定項目）については、達成状況の検討を行います。

- A：計画を先行して進んでいる。
- B：計画どおりに進んでいる。
- C：計画に遅れが生じている。
- D：計画の見直し等の必要性が生じている。

②今後の方針

評価の結果から、個別事業の今後の方針として、i 拡充・充実、ii 継続、iii 縮小、iv 見直し・廃止の処理方針を決定し、PDCAサイクルにより継続的改善を追求します。

(2) 基本目標・計画の評価方針

①基本目標の評価

市民の評価（ニーズ調査結果等）を把握し、個別事業の評価を含めて目標達成状況を総合的に勘案します。

②計画全体の評価方針

計画全体の成果指標（アウトカム指標）として、ニーズ調査の結果から、以下の6項目を設定し、評価基準とします。

評価項目	現状	目標	備考
1 子育てへの不安や負担感を持つ人の減少	就学前児童：47.8% 就学児童：48.9%	減少	「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかといえば～」の計
2 子育てと仕事が両立しているという母親の増加	就学前児童：53.0%	増加	「問題なく両立」と「多少の困難はあるが両立」の計
3 保育サービス等子育て支援対策を良好という人の増加	就学前児童：58.4%	増加	「良い」と「まあ良い」の計
4 子どもの健康や医療に関わる事業を良好という人の増加	就学前児童：55.1% 就学児童：69.1%	増加	「良い」と「まあ良い」の計
5 教育環境について良好という人の増加	就学児童：51.6%	増加	「良い」と「まあ良い」の計
6 子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	就学前児童：39.1% 就学児童：51.7%	増加	「良い」と「まあ良い」の計

資料編

平成25年12月25日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、下妻市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2

下妻市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	母親クラブ	橋本 美香	～H30 年度
		石濱 有紗	R1 年度～
	下妻保育園保護者会	寺田 みなみ	～H30 年度
		瀬尾 奈津江	R1 年度～
	ちよかわ幼稚園PTA	菊池 あゆみ	～H30 年度
		須藤 未来子	R1 年度～
PTA連絡協議会	杉山 昌美	～H30 年度	
	内田 剛	R1 年度～	
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	西原保育園	寺生 浩子	
	認定こども園ふたば文化	小倉 みどり	
	豊加美学童クラブとよっこ園	伊東 真理子	
	社会福祉協議会	倉持 京美	
子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	総上小学校	杉山 靖	～H30 年度
		深谷 ゆかり	R1 年度～
	母子保健推進員	関 紀子	
	市議会	松田 利勝	～R1.12.20
		程塚 裕行	R1.12.25～
	主任児童委員	岩上 照代	副会長
子ども会育成連合会	内山 州彦	会長	
関係行政機関の職員	筑西児童相談所	川和 幸夫	～H30 年度
	筑西児童相談所	後藤 幸夫	R1 年度～
その他市長が必要と認める者	保健福祉部長	折原 嘉行	～H30 年度
		寺田 武司	R1 年度～
	教育部長	高橋 浩之	

(敬称略)

子 諮 問 第 1 号
令和元年8月22日

下妻市子ども・子育て会議

下妻市長 菊池 博

子ども・子育て支援計画について（諮問）

下妻市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1, 下妻市子ども・子育て支援事業次期計画の策定について

- 2, 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
 - (1) 認定こども園下妻いずみ幼稚園の定員増

 - (2) 公立幼稚園の三歳児受入れ及び統廃合

令和元年8月30日

下妻市長 菊池 博 殿

下妻市子ども・子育て会議
会長 内 山 州 彦

特定教育・保育施設の利用定員の設定について（答申）

令和元年8月22日付子諮問第1号で諮問のあったことについては、児童人口の推移と多様化する保育ニーズ及び児童福祉施設の入所状況等を慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

(1) 認定こども園下妻いずみ幼稚園の定員増については、新園舎開設に伴い、2歳児の利用定員を10名増し、利用定員合計70名から80名にすることにより、低年齢の保育ニーズの対応が図れるため、適当であると認めます。

(2) 公立幼稚園の3歳児受入れ及び統廃合については、幼児教育の充実や、適正規模の幼稚園運営を検討したところ、公立幼稚園の上妻幼稚園、ちよかわ幼稚園の2園において、幼児教育無償化に合わせ3歳児各20名の定員を新設することにより、受入れ体制の強化が図れるため、実施が望ましい。

一方、大宝幼稚園、騰波ノ江幼稚園、豊加美幼稚園、高道祖幼稚園の閉園では、定員充足率及び施設老朽化の財政負担、市内教育・保育施設の受入れ体制を総合的に考えあわせると、令和3年度末で閉園することは、やむを得ないと判断するが、実施にあたっては、子どもたちのより良い育ちの環境、保護者の理解、職員の人的環境に配慮する必要がある。

令和2年3月16日

下妻市長 菊池 博 殿

下妻市子ども・子育て会議
会長 内 山 州 彦

下妻市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和元年8月22日付子諮問第1号で諮問のありました標記の件については、本会議において第2期下妻市子ども・子育て支援事業計画を慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、第1期計画からの基本理念として掲げる「地域で育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち」の実現に向け、下記事項に留意され、計画の着実な推進をお願いいたします。

記

1 第2期下妻市子ども・子育て支援事業計画の推進について

子ども・子育て会議において慎重に審議したが、計画の推進にあたっては児童人口の推移と多様化する保育ニーズ、子育て環境の変化に注視しながら、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てできる環境を整備するよう努められたい。

第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン

下妻市子ども・子育て支援事業計画及び第3次下妻市次世代育成支援対策行動計画

発行◇令和2年3月

発行者◇下妻市

編集◇下妻市保健福祉部子育て支援課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町2丁目22番地

TEL：0296-43-2111（代） FAX：0296-30-0011

